

平成31年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 平成31年3月8日（金）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議第2号 平成31年度白川町一般会計予算

議第3号 平成31年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第4号 平成31年度白川町簡易水道特別会計予算

議第5号 平成31年度白川町地域振興券交付事業特別会計
予算

議第6号 平成31年度白川町介護保険特別会計予算

議第7号 平成31年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、

4番 服部圭子君、 5番 今井昌平君、 6番 嶋田有康君、

7番 渡邊昌俊君、 8番 安江孝弘君、 9番 細江茂樹君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長 横家敏昭君、

副町長 佐藤滋君、

教育長 鈴木雅史君、

総務課長 佐伯正貴君、

企画課長 安江章君、

町民課長 安江文郎君、

保健福祉課長 田口裕和君、

農林課長 三宅正仁君、

包括支援専門監 三尾三和子君、

建設環境課長 藤井勝則君、

教育課長 藤井寿弘君、

会計管理者 藤井充宏君

6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山哉史君、

書記 藤井沙弥香君

書記 今井由美君

7. 会議の経過

（議長 9番 細江茂樹君）

- 議長 おはようございます。3月に入りまして、本当に暖かい日が続いておったんですが、今朝ですね、ちょっと私朝早く起きてみたらですね、ちょっと雪が舞っているような状態でしたので、ちょっと違うんじゃないかなと思ったんですが。それから3月の5日の日には、中学校の卒業式がございました。卒業生の皆さんには、それぞれの道をしっかり歩んでいただきたいなと思っておりますので、そのようなことを思いましてですね、簡単ではございますけれどもあいさつに代えさ

させていただきます。

直ちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会いたします。

なお、本日の会議中、CCNetの中継及び広報担当職員による写真撮影を許可しております。

○ 議 長 ただいまの出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

○ 議 長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、5番 今井昌平君、6番 嶋田有康君を指名します。

◇日程第2 一般質問

○ 議 長 日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

○ 議 長 5番 今井昌平君。

(5番 今井昌平君)

○ 5 番 私は有害鳥獣処理対策等について質問いたします。

農林業の鳥獣被害については、白川町においても年々増加しており、数年前被害対策実施隊の設置に関する条例等を定め、鳥獣被害対策が実施されていますが、捕獲したイノシシ、シカなどの処理については、今後早急に対策を考えていかなければならないと思います。

議会においては、平成27年11月に福井県若狭町の嶺南地域の有害鳥獣処理加工施設を視察しました。焼却処理と食肉加工処理を広域6市町村で建設し、平成24年4月から稼働している施設です。建設費は約5億9千万円で、運営費は人件費などで年間2千万円と電気料、燃料費が1,500万円が必要とのことでした。

また昨年11月に静岡県伊豆市の有害鳥獣処理施設を視察しました。この施設

は食肉として利用できなかったものを微生物による分解によって処理する方法で、建設費は4千万円で、国から55%、県からは15%の補助があるとのことでした。運営費としては月に電気料10万円、水道料1万円の経費がかかるそうでございます。

若狭町、伊豆市の施設もジビエの食肉加工施設に併用して整備されていました。どちらの施設も周辺の、これは大変臭いがあるということでしたけれども、臭いによる公害は何とかクリアできると思って見て参りました。伊豆市の微生物による分解処理する施設が当町にうまくいけば適合しているかなと思いましたが、捕獲方法が罠が9割、害獣の場合シカが9割と猪が少なく、当町と少し異なるかなと思いましたが、また鉄砲使用による鉛の影響、獣の種類による処理能力の違い、分解後の、大変油が溜まるということで、油の処理など克服しなければならない点が多くありますが、先般定例会で、町長の提案説明で捕獲鳥獣の処理施設については、捕獲従事者の負担軽減に繋がる施設の設置に向けて、引き続き検討を進めていると説明がありました。鳥獣駆除の負担軽減のため、近隣市町村と連携も考慮し、導入を検討すべきだと思います。町としてはどのように考えておられるかお尋ねします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

農林課長。

(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長 それでは5番 今井議員の有害鳥獣処理対策についてのご質問にお答えをいたします。

有害鳥獣の処理対策については、平成27年第4回定例会において、渡辺議員から、有害鳥獣の利活用と処分についてご質問をいただき、焼却処理施設、食肉加工施設ともに、関係機関と連携して白川町鳥獣被害防止対策協議会を中心に調査・研究を進めることが必要との回答をさせていただいているところです。また、白川町議会においても、平成28年度には、福井県嶺南地域有害鳥獣処理・加工施設、平成30年度には伊豆市有害鳥獣処理施設・加工施設を視察され、ご心配をいただいているところです。

平成27年第4回定例会後の状況についてですが、平成29年度には県と役場農林課、建設環境課で廃棄物処理、焼却炉、ERCM という新技術、カットして焼却施設へ持ち込む方式についての打ち合わせを行い、建設費やランニングコスト、設置許可などの面から、一番現実的と考えられる、ささゆりクリーンパークでの処理を検討していただくこととしましたが、話が進んでいない状況です。こうした状況の中、岡山県で微生物による減容化処理施設が稼働をはじめたことから、平成30年2月に白川町鳥獣被害防止対策協議会で視察を行い検討しましたが、

臭いの問題から、さらに検討が必要とされました。その後、伊豆市において、岡山県と同会社の処理施設の改良型が稼働したことを受け、協議会事務局で、視察を行い、臭いについては大きく改善され、食肉加工と合わせて有効に活用されていることを協議会に報告するとともに、協議会においても、平成31年2月に、福井県大野市で平成30年度から稼働をはじめた、おがくずに含まれる微生物による減容化処理施設の視察を行っています。大野市の施設は、臭いの問題は少ないものの、骨まで分解できないため、骨を焼却施設で再度処理する必要があるというものでした。微生物による減容化処理施設は、施設設置費用は比較的低価格であるものの、技術的には発展途上にある状況です。食肉加工処理については、平成20年頃から、猟友会を中心に検討していただいておりますが、処理過程の課題への対応や適任者などの問題から難しい状況です。

隣の下呂市でも、処理施設について検討を進めていましたが、30cmサイズに裁断すれば、一般廃棄物処理施設で焼却することができることから、裁断方法の改善をする程度で、今後の処理技術の改善状況を見まもる方向と聞いています。

本町における農作物の被害面積は、年により差がありますが、平成27年をピークに減少傾向にあります。また、イノシシ、シカの有害捕獲・個体数調整事業による捕獲頭数は300頭程度です。広域として、東白川村、七宗町合同としたとしても800頭程度となり、福井県の焼却施設とは比較になりませんし、3町合わせて伊豆市や下呂市の処理頭数に届く程度です。施設設置費については、国の補助金が活用できますが、規模、ランニングコストなどについても検討が必要であり、中でも施設の運営にかかる人材と費用、合わせて設置場所について十分に検討する必要があると考えています。これまでの視察の状況や、コンサルからのデータ提供をもとに、白川町鳥獣被害防止対策協議会を中心に、猟友会とも十分に協議しながら、有害鳥獣処理の方法について検討し、平成31年度秋頃には、白川町にあった方法を選択していきたいと考えていますが、豚コレラ状況によっては流動的となることもあります。近隣市町村との連携については、この結果を踏まえて検討していきたいと考えています。以上、今井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

○ 5 番 今、答弁をいただきました。今年の予算書ですけれども、これは予算委員会ですることかもしれませんけれども、鳥獣害対策については2,680万円ですか、県の方からは9,286万円、一般会計が690万円と予算がついております。この予算で、280万円鳥獣被害防止総合推進事業補助金として計上されておりますが、これが白川町鳥獣防止対策協議会というもので、研修会とか先進地視察

とかでこれが計上されると思いますが、近隣町村で今も検討していると言われましたけれども、どれくらい近隣ではどういう意見があったということもちょっと聞きたいと思いますし、それから国、県の予算、さっきも言いましたが相当国の予算、県の予算というか補助というのがあるように見受けられますけれども、その辺もどのくらいか、ちょっと研究されたか聞きたいと思います。

また、今も答弁でありましたように、どうしても加工施設と併用しんと出来ないようにも思いますけれども、その辺大変難しいということで、それも承知しておりますけれども、その辺のところもさっき言われましたが、どのように考えておられるかももうちょっと突っ込んで聞きたいと思いますし、それから場所ですけれども、これもどこでも出来るという訳ではございませんので、この辺もある程度検討して造るよう、準備とか視察とかそういうことも検討されておるか、ちょっと細かいことも聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 まず予算の話からおっしゃられましたので予算の事から話していきたいと思いますが、予算についてはあくまでも鳥獣害防止対策協議会の運営に関わる費用ということになります。二点目の近隣市町村との話ですけれども、近隣市町村とも声はかけてまいりますけれども、実際には近隣市町村では具体的に話を進めるとかそういった話は無い状況になります。

国の補助ですが、今の施設を建てるにあたっての補助は、今までの視察に行かれた所と同様に55%が、国から補助を受けられるというものになります。

加工の方についてですけれども、加工については猟友会の方にということで今までお話をしてきましたけれども、実際なかなか加工をやっていただける方も実際いませんでしたし、もう一つは、町内結構広いものですから、今までの処理までにかかる時間、その辺のところを考えると、大分検討が必要かなというような状況で、猟友会とも何回も相談をしましたがけれども、結論が出なかったという状況になります。あと、設置場所については、これがどんなものを設置するかが決まってから今後の検討になりますので、現在の時点では具体的にどこといったものはない状況です。

○ 議 長 はい、再質問。

○ 5 番 はい、分かりました。本当に難しい問題だと思います。簡単に造るとかそういうことは出来ないと思いますけれども、やはりこれだけ鳥獣被害があるということで、人口が減ってもきますし農林業が荒廃してきますけれども、やはり鳥獣害対策というものは、豚コレラのこともありますけれども、いろんなことでやっぱり早急に対処していかなければならない問題だと思っております。どこに造るかは具体的にわかりませんが、やはり場所等はもし出来るなら検討をしていかれた方

が、決まった時にいいかと、そういうことを思っておりますし、近隣市町村、特に東白川村、七宗町、八百津も近隣ですけども、この辺とやっぱりお互いに何らかの方法でこの対策についても検討され、猟友会もどこもございますし、そういうことでいろいろ検討されたらいいのかなと思っておりますので、より一層研究して、私たちもほうぼう視察をして協力したいと思いますけれども、一つその辺も進めていただいて、結論を出してもらいたいと思います。そういうことで質問を終わります。

○ 議 長 答弁いいですか。

○ 5 番 答弁もらおか。

○ 副 町 長 本当に鳥獣被害で農家の方は大変困っていらっしゃるし、猟友会の皆さんに大変お世話になっておまして、感謝申し上げます。処理については大変問題になっておるところでございますが、今、実は豚コレラのことでも県も大変なことになっておまして、猪にワクチンをやるという方針を、今日の新聞あたりにも出ていますが、それをやる方向に動いています。それをもし始めると、捕った猪を全部、全頭検査しなければいかんというようなそんな話がちらほら出てまして、もし全頭検査をすると、どこかへ持って行って検査して、検査した物をどこかへ処理しないかんという事がこれから出てきます。なのでその辺の動向を、どういうふうに動くかを見極めてから本当に造るのがいいのか、もし全頭検査をやるんでしたら県の方に処理施設を造ってもらうというような要望をしていくことも考えていかないかんと思っておりますので、今いろいろ三宅農林課長が言いましたように、豚コレラの状況で少し流動的になっておるといのはご理解いただきたいと思っておりますので、そういうことを見極めながら今年しっかり猟友会とも視察を重ねながら勉強していきたいというふうに思っております。

○ 5 番 終わります。

○ 議 長 5番 今井昌平君の質問を終わります。

次に、1番 藤井宏之君。

(1番 藤井宏之君)

○ 1 番 ただ今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、白川町に住んで良かったと思えるまちづくりの本気度について質問をします。白川町第五次総合計画及び白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略が来年度で最終年度を迎え、総合計画については次の第六次総合計画策定に向けて本格的な準備を進めるとのこと、そして創生総合戦略について、国は新たに事業の目標達成状況等の総点検を経て時期五ヶ年の総合戦略に向けて動き出すようですので、更なる雇用の創出と人口減少に少しでも歯止めをかけるべく白川町でもこれにあわせて新たな戦略づくりについて総合計画の策定にあわせて進

めるとお聞きしました。白川町住生活総合計画にあります『白川町に住んで良かったと思えるまちづくり』を基本理念とした5つの目標、1:子育て世帯・高齢世帯の満足度の向上、2:空き家対策の推進、3:若者の移住・定住の促進、4:安心して暮らせる町営住宅の供給、5:コンパクトなまちづくりの推進、是非、実現して頂きたいと思います。

島根県隠岐の島 海士町は産業、雇用、移住定住で注目されている町ですが、昨年海士町長を退任された山内町長さんは、退任の挨拶で、職員に向かって「これから大事なことは地域でいかに”人間力”を育み、地域の未来を担う子どもたちを育てていくか、《物づくり×人づくり＝持続可能な海士町》である」「海士町が生き残るために、最後に問われるのは本気度だ。皆さんの本気度が未来をつくる」と言われたと知りました。5つの目標実現も含めて、白川町が生き残るためにも新たな戦略づくりについて官民一体となって本気度を示さないと実現が難しいと思います。その点について伺い、具体策があればお聞かせいただきたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。

町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それでは藤井議員からの質問につきまして、お答えをさせていただきます。

藤井議員からは、新たな戦略づくり、計画づくりに臨むにあたっての本気度という言葉で質問をいただきました。これまでも、そして今現在も真摯に本気度を持ってやっておるというふうに思っておるところでございますけれども、大きな成果が上がっていないのではないかと、まだまだ本気度が足りないのではないかと、という叱咤激励の言葉として受け止めさせていただいておるところでございます。町長は無論のことでございますけれども、職員は今いろんな周知だとか、それから場面で、本当に周知として自らの危機感というものを肌で感じるというふうに思っておりまして、職員としては本気にならざるを得ない状況にあるというふうに思っておるところでございます。

島根県海士町の町長の言葉を引用してのご質問をいただきましたが、海士町の取り組みは安倍首相が地方創生に取り組む際の、所信表明の中でも引用されて全国的にも有名な事例であることはご承知のとおりでございますけれども、山内町長の強いリーダーシップもさることながら、人口2,400人の町に、新しいことに挑戦したいという人たちが、約400人が次々と定着し、島の人が気づかなかった新しい視点でのまちづくりが始まったこと、それに触発された島の人たちが今ある資源に目を向け始め、共生の中でさまざまなプロジェクトが進められたことが成功の大きな要因だと言われています。山内町長は、「地域、コミュニテ

ィはそこに暮らす人がつくりだすもの、地域に目を向けることで人は育つ」とも話されております。私が提唱している「宝もの探し」も目的は同じでございますが、私の提唱はまだ、正直浸透しているとは言い難い状況でございますけれども、町の魅力に気づき、磨き上げ、また創り出すことでみんなで町を盛り上げていきたいという強い思いに変わりはありません。当たり前のことですが、まちづくりの主役は町民のみなさんお一人お一人です。私たちも高い本気度で取り組んで参ります。町民のみなさんも、白川町をこれからどうしていけばいいのか、それぞれご自身の問題としてとらえ、ぜひ本気で関わっていただきたいものだと思います。

計画づくりには、新年度から多くの町民のみなさんの参画を促しながら、本格的に取り組んで参ります。「白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「白川町住生活総合計画」等、さまざまな計画がございますけれども、その根幹となる町の基本構想に着手するということになります。まちづくり人材養成塾で学んでいた白川担い隊のみなさんにもご協力いただき、参加したい人だけでなく、参加して欲しい人を巻き込みたいという思いの中で、白川町に愛着を持ち、暮らし続けてくださっている方々はもちろんのことですが、白川町に移住してくださった方々、魅力発見塾の塾生のみなさん方など、多くの方の声に耳を傾け、まずは基本構想の策定を進めて参ります。ただ理想だけ追っておっても進捗はしませんですから、できることから今すぐに、失敗というものを覚悟して取り組んでまいりたいという思いでおります。議員各位の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問。

はい。

○ 1 番 ただ今町長から、私もそう思いますけれども、行政だけでこれはできるものではございませんので、やはり民間で、住民一体となってやっけていかないと実現が難しいかなというふうに思います。

先月なんですけれども、東京で移住定住の政策についての勉強会があり、まち・ひと・しごと創生事業事務局の参事官から移住者の増加を実現している市町村が現れてきているという紹介を受けました。その中の1つの例としまして、高知県の梶原町の例ですが、ここの町村は白川町よりも人口が少なく、昭和35年のピークの時で9,850人、そして平成28年度ですが3,600人というふうな数字になっておるところですが、ここがなぜこうした移住者の増加を実現しているのに表れているかという中の一つとして住宅、いわゆる空き家活用について資料をいただいておりますので、ちょっとこの部分を読ませさせていただきます。空き家の活用と住宅改修建築の支援ということで、移住促進には住環境整備が重

要との観点から、梶原町ではきめ細かい住宅政策を実施。特に、移住者には、古民家が人気なため、空き家の水回りを改修し、すぐに入居できる古民家を多数用意している。地域に貢献できる移住者を町が選べる状況を作っている。具体的には、専任の移住定住コーディネーターが空き家情報を受け、町が移住者への貸し出しを承諾した家主と契約し、定期で借り上げる。最長12年、無償借り上げ、固定資産税免除とリフォームを行う。リフォーム事業費は、設計管理費込みで上限770万円とし、国費が2分の1、県費が4分の1、町費が4分の1、国土交通省の空き家対策総合支援事業補助金を活用しているということです。で、町の投資額を回収できる額に家賃を設定するというのです。移住希望者が現れればコーディネーターはすぐ入居できるリフォーム済みの家を案内し、入居選考を経て町と定期賃貸借契約を締結する。その他、町では住民自身にも住宅建設や増改築にも各種交付金を交付しているということが功を相して、移住者が増えているという一つの例について、この点についてもコメントいただければ有りがたいです。

○ 議 長 はい、町長。

○ 町 長 大変素晴らしいご指導をいただきましてありがとうございます。ご承知のとおり私どものサポートセンターも法人化したわけでございまして、この前黒川の方々が行かれたという状況の中で、いろんな話も承っております。その明記された事項のそのモデル事業の中の、特に私が注目したのは、国等の補助があって、しかもそれがあれば当然安くということと、それから移住されてみえる方というのは、多分自分の思いの住宅にしたいということなどが当然あるかと思えますので、うちのこのサポートセンターもそういった対応が十分できるようなものにしていきたいなという思いでおるところでございます。

ちょっと話は変わりますけれども、私が2月に東京へ参りました時に、移住交流のいろんな紹介をする機関が沢山あるんだということを認識したわけです。今までは有楽町のそこばっかだと思ってたんですが、うちがいつも利用しております地域活性化センターの中でもそのコーナーが作ってあって、そこは人通りは少ないんですけども、そこでイベントをそれぞれやらしていただいております、しかも会場料はタダという形の中でイベントをやらせていただけるというのは、そんな部分もございますので、ただイベントは私どもがそこで計画はできるんですけども、受け入れ態勢をもう少し充実をしないとイベントをやる意味がないなということも改めて痛感したわけですので、法人化するNPO法人に是非ともそういったものができる、対応できるように計上して参りたいというふうに思っております。

○ 議 長 はい。よろしいですか。

- 1 番 質問はしませんが、今町長からありましたが、今度サポートセンターも同じように空き家を取得してということになっておりますが、同じような事に一からなっていくんでありますので、是非空き家対策の一つとして、いろんな移住者の方が得られる方法というのを構築していただきたいと思うので、よろしくお願い致します。

次の質問ですが、林業の担い手として地域おこし隊の募集のことについて質問します。林業の担い手として地域おこし隊を募集することは、林業従事者の後継者・若手従事者を補う上で、必要不可欠なことと思います。地域おこし隊に限らず、林業従事者の人手不足は白川町の基幹産業でもある林業の衰退にも即及ぼす影響があるため、深刻な問題であると思います。林業従事者の機械化を促していくなど若者が働きやすい環境づくり、若手林業者の育成が近々の課題でありますので、今後も行政の支援の必要性が出てくるためお願いしたい訳ですが、林業の担い手としての地域おこし協力隊採用については、任期終了後も引き続き従事者として留まれるよう雇用を条件として採用していただきたいと思います。この点について質問いたします。

- 議 長 答弁を求めます。農林課長。
(農林課長 三宅正仁君)

- 農林課長 それでは1番 藤井議員の林業の担い手としての地域おこし協力隊員の募集についての質問にお答えをいたします。

本町の林業従事者の不足については、第4回定例会の一般質問「白川町における森林環境税の使途について」や2月の議員協議会終了後の「東濃ひのき白川市場の機械導入に関する勉強会」の中でお示しさせていただいたところです。このような状況の中、東濃ひのき白川市場においては、大変意欲的な計画を立てていただいております。また、近年、移住者の中にも林業に興味を持つ方が出てきています。今回、林業を志す若者に安定した身分で知識や技術を身につけていただくため、地域おこし協力隊制度を活用して募集をかけたところです。地域おこし協力隊はそもそも白川町での移住生活を前提として募集しており、採用にあたっては、最終面談の段階で、白川町で暮らす意向や将来にわたって林業に携わっていく意欲をしっかりと確認しながら行っていきたいと考えております。募集は2月から始めており8月までの予定ですが、現在、2名の方から問い合わせをいただいている状況です。

担い手育成の体制として、東濃ひのき白川市場など賛同する事業体と協力して、林業の担い手育成、林業従事者の技術・安全意識の向上などの取り組みを推進する支援組織を設立することとしています。この支援組織で、指導者の体制の整備や必要な研修の受講、林業機械の手配などの支援を行うとともに、就業支援や仕

事の斡旋など総合的な担い手育成を図っていくことを予定しています。このため地域おこし協力隊員は、この支援組織の指導のもと技術を身につけていただく予定です。住居等については移住・定住サポートセンターとも連携しながら対応していきたいと考えています。隊員終了後においては、町内林業事業体への就職が最適と考えていますが、独立などの選択もあり、隊員の希望も確認しながら、定着につなげていきたいと考えています。以上、藤井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問、はい。
- 1 番 今現在2名ほどの申し込みがあるというか、来ているということですが、大変ありがたいことだと思います。できれば、こうした地域おこし協力隊に限らず、一般の林業にも携わりたいという方々のためにも、是非林業の担い手としてのマニュアルだとか、そういったものを作っていただいて、また人が代わって来てもすぐそれに取り組めるというような、そんなマニュアル化したようなものを是非作り上げていただきたいと思います。これは現場サイドのことだと思いますけども、どうか現場サイドでそうしたマニュアル化をしていただいて、誰にも分かるようなマニュアルを是非作り上げていただいて、これからのそういう従事者の育成にあたっていただきたいなと思います。その点について質問します。
- 議 長 はい、農林課長。
- 農林課長 今後に予定をしております支援組織ですね、その中で今の受講の体制ですとか、指導骨子ですね、どんな研修とかそういうものを含めて、その中で育成の方向等ですね、そういったものを作りたいというふうに考えていますので、また今後、その辺りを早急に計画していきたいというふうに考えております。
- 議 長 再質問。
- 1 番 その点については、是非よろしくお願ひしたいと思います。
高知県の四万十町では、積極的にその地域おこし協力隊を活用し、現在20名の協力隊が活躍しておられますし、任期中に11名中7名がもう定住しているということだそうです。白川町でも数名の方が町内におられますけれども、特に林業とかこうしましたことに関しましては、入れ代わり立ち代わりはなかなか難しいとは思いますが、できれば白川町で定住して続けていただくというようなことを思いながら、新しく来られる地域おこし協力隊の方々にそういった希望を託したいと思いますが、そのことについてお聞きしたいと思います。
- 議 長 農林課長。
- 農林課長 今年から始めるというところもありまして、今後の状況については、今のマニュアルも含めて状況をみながら、改善等もしながら今の話し、特に地域おこし協力隊も含めて移住者等の問題も含めまして、手伝いができるような形を作ってい

きたいというふうには考えておりますので、今後その辺も含めてよく検討させていただきたいと思っております。

○ 議 長 では、次の質問。

○ 1 番 次の質問に移ります。

小学校の道徳教科化の各学校の現状とその成果、そして今年度始まる中学校の道徳教科化について質問いたします。道徳の教科化に伴い、文部科学省はこれまでの読み物中心の授業から考え議論させる授業への転換を目指すとし、教科用図書検定調査委員会は報告書でも、子どもが自ら課題を見つけて、自力で解決する問題解決型学習や、体験型学習に配慮した教材づくりを強調したとあります。やはり道徳心は、テキストを使った座学のみで育つものではなく自ら身を持って行う体験活動と一体となって初めて生まれるのです。教育長は就任以来、体験を重視した教育行政を推進して来られました。これは平成27年9月の一般質問をした時に述べましたことで、平成10年度に文部科学省が約11,000人の小中学生を対象に行った子どもの体験活動に関するアンケートによると、道徳の座学をしなくとも、ある体験を積み重ねることで子供の60%は道徳心や正義感が身に着くとの事です。その体験は「お手伝い」です。食器を片づける、ペットの世話や植物の水やりをやるなどのお手伝いをする子供ほど友達が悪いことをしていたらやめさせる、バスや電車で席を譲るといった行動を示すのだそうです。ところが手伝いをしたことがない子どもは、4%程度しか身につけなかったと言います。この調査結果から多くの教育関係者が「お手伝い」の効果に注目しましたが、それをどう学校教育の中で展開していけば良いか分からなかったそうです。

教育長は、白川町の自然、文化、歴史、人々に触れる体験を通して、感動やものの見方・考え方が芽生えるような体験を意図的・計画的に仕組んでいく必要があると述べられております。先生方教師も体験から子どもに何が育っているのか、評価しながら次の指導に繋げていけるとのことですので、人間性の涵養の言葉通り、徐々にものを成長させ、成熟させる未来の子供たちを立派に育て上げていただきたいと思えます。その人間性の寛容性に繋がるものとして、道徳の教科化について質問します。これまでの小学校での道徳授業の成果について、また問題点等あればお願いしたいと思えますが、また今年度から中学校における道徳授業について教育長の思いをお願いしたいと思えます。

○ 議 長 答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教育長 藤井議員からのご質問、小学校での道徳授業での成果と問題点、中学校の道徳授業についての思いについて答弁させていただきます。

まず、道徳教育は学校の全教育活動を通じて行うものとされており、道徳の授

業はもちろん、国語、算数・数学などの教科の授業、児童・生徒会活動や総合学習の授業、そして掃除や給食などの日常活動、さらに私が申しています体験活動においても道徳的な視点をもって進めることが重要です。このたびのご質問は道徳の授業の教科化「特別の教科 道徳」、そして一般に「道徳科」と呼ばれるようになってきた道徳の授業についてのご質問と捉えています。

まず、道徳科でどんな内容を扱っているかと言いますと、それは以前と変化ありません。内容項目は大きく4項目に分かれ、さらに項目ごとに細かく内容が決められています。A「主として自分自身に関する事」として、自主・自立・自由と責任、節度・節制、向上心・個性の伸長などがあります。B「主として人との関わりに関する事」として、思いやり・感謝、礼儀、友情・信頼などがあります。C「主として集団や社会との関わりに関する事」として、遵法精神・公德心、公正・公平・社会正義などがあります。D「主として生命や自然・崇高なものとの関わりに関する事」として、生命の尊さ、自然愛護などがあります。議員の例にあります「お手伝い」はCの中の、勤労とか、家族愛・家庭生活の充実という内容と関連が強いと思います。

さて、本年度からの小学校の道徳、来年度からの中学校の道徳は「道徳科」となります。道徳科になって大きく変わるの、検定教科書を使うこと、そして子どもたちを評価するという点です。これまで道徳に検定教科書はありませんでした。また、道徳の授業から子どもを評価し、それを通知表に文章で記述するということはありませんでしたのでこれは大きな変化です。小学校でもまだ1年が経過していないため、際だった成果について報告できませんが、改訂の趣旨に則り、週1時間の道徳の授業が確実に実施されていると言えます。検定教科書の使用と評価をするという改訂が確実な実施と関連があるのではないかと考えます。

道徳科の授業は、導入、展開、終末となっており、基本的な授業展開には変化はありません。ただし、展開の段階では以前に増して子どもたちが討議したりする活動を増やしたり、動作化や役割演技などを行い、話し合いばかりに終始しない工夫をすることとなっています。私事ではありますが、黒川中学校と白川中学校で勤めていた時に、12月の人権週間の時期に合わせて杉原千畝の生き方について全校道徳を行ったことがあります。千畝に関する書物から千畝の育ち方・生き方を紹介した後に、決断の場面を私がナレーター、男性教員が千畝、女性教員が奥様の役を受け持ち、朗読するという授業を行ったことがあります。この時は自ら教材を開発しましたので、こういうことは頻繁にできるというものではありません。しかし、学校によってはその地域・その学校独自の教材開発も行って欲しいと願っています。

中学校の道徳も平成31年度から道徳科となり、検定教科書と評価が導入され

ます。中学校はこれからのことなので今回報告することはできません。その代わりですが、大学生に中学校の時の道徳の授業に対する思い出を尋ねたある調査では、様々なものが出てきました。例として、次のようなものがあります。主人公の気持ちを考えたり、自分と照らし合わせて考えたりするが、国語の読解の授業とどこが違うか分からなかった。道徳の授業の終末では、いつもできていない自分、ダメな自分を見つめているようでつらいものがあった。自信をなくしそうだった。小学校の時は毎週ちゃんとやっていたけど、中学校になるといきなり他の時間になってしまうようなことがあった。ごく少数ですが、先生の体験談が楽しみで、親近感を覚えたり、感動して涙を流したことを覚えている。このような思い出だけならば、道徳授業が本当に活着ているのか心配になります。

白川町では年2回、学校ごとに道徳教育の評価を実施しています。それによると、全校体制で研究を進め、『議論する道徳』のあり方について認識を深めることができたという成果や、本年度は『学習過程』や『議論する』という授業を手探りで行ったが、来年度以降はポイントをしっかり絞って取り組みたいといった課題があげられています。そこで各学校の道徳主任を対象に、白川町では年3回の道徳教育研究会を実施したり、中濃地区の年2回の道徳教育研修会に参加してもらったりしています。このようにして各学校の道徳教育の推進役を務めてもらっています。本年度、3回目の町研究会では、道徳教育に造詣の深い方を講師として町民会館にお招きし、道徳科の基本的な講義と道徳のミニ授業をやってもらいました。道徳主任からは「年度初めに聞きたかった」などの感想が寄せられました。町内の教師は道徳の授業に対して、もっと知りたい、もっと教えてほしいと思っています。考える道徳、議論する道徳というものに不安をもっている教師もいます。今後も、優れた講師を招き、教師が自信をもって道徳科の授業ができるようにしてやりたいと考えています。

終わりになりますが、毎週1時間の道徳の授業をきちんと行うことで、児童生徒にじわりじわりと道徳性を高めると共に、もし日常的な問題にぶつかった時には道徳の授業を思い出して問題を解決していける子どもに育ててほしいと思います。様々な体験活動をする中で、子どもにどんな道徳性が育っているかを教師が見つけてやったり、子ども自身が気付いたりしていく営みは実に地道なものです。結果はすぐには出てきませんが、人間らしく生きる方向を教師、子ども、そして保護者や地域の皆さんで見つめながら、今は必要な素地を養ってやるのが大切であると思っています。議員におかれましても、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問。はい。
- 1 番 前回、前任の教育長に対しても一般質問したこともありましたが、やはり先

生方のある程度人柄というか人間性というか、そういうのが影響を与えるんだなあというふうに感じております。今の教育長さんの言葉にありましたように、その先生によって生徒が影響を受けるなあという環境ですので、本校においてもやはり、特に担当の先生が一番主になるのではないかなと思いますし、またその先生の意向によっていろいろ変わるといふふうに思っておりますので、その辺をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ教育長の言葉というか基本の説明の中に、やはり特色ある学校づくりというのが出てきております。これは少し例が違うかもしれませんが、ちょっと読まさせていただきますし、先ほどの島根県の隠岐の島の海士町のことで、ちょっと面白いものがありましたので少し聞いてください。島根県の沖ノ島の海士町のように、少子化による生徒数の減少に加え、生徒の家族の島の外への流出や、教員数の減少などにより、廃校の危機に陥っていた沖ノ島の唯一の島前校が、平成20年、全生徒が89名だったのが現在180名ということになって、半数以上が島の外からの留学と申しますか、島の外からの生徒です。ここの特色としては、ここは県立の高校なんですけども、一つには実践的な町づくりや商品開発などを担うリーダーの育成を目指す地域総合コースがあるということ。二つ目に、少人数の指導で難関大学にも進学できる特別進学コースも設置していること。このような取り組みにより地元中学生も島に残り、島の外からの生徒が増加し、生徒数がVの字に回復した。そして、寮生活をすることによって、学びはもちろんのこと、都市では失われてしまった豊かな人間関係等が築かれているとのことであります。こうした特色ある教育環境をつくることによって、全国から子供さんがやってくる環境は素晴らしいと思っております。人口減少の歯止めになる関係だと思ひます。教育長は運営基本方針で、さらに少子化が進んだ場合、町内で一小一中や小中一貫校もあり得ると視野に入れておくとされておりますが、白川町立だから特色ある学校を育ててほしいと思っております。全国から白川町へ子どもを入学させてほしいと言われれば、こんな素晴らしいことはないと思ひます。この件について質問いたします。

○ 議 長 はい、教育長。

○ 教 育 長 ありがとうございます。まさに担任の影響力というのは本当に強いものがありますので、教師が自ら研修をする中で、町の教育方針という点に、深謝、私習という言葉がありますけど、教師自身が自分を磨いていくことが、これが子どもに影響を及ぼしていると捉えておりますので、今後も指導したいと思ひます。

今、沖ノ島の事例を紹介していただきましてありがとうございます。本町においては、特色ある教育活動ということで、前回の時に中学校の例を少し紹介させてもらいました。小学校でも同じようにやっておりますが、これは特色ある教育

活動で、海山交流の宮古島との交流で白川の子どもたちがまとめた冊子です。特色ある教育でも、いろいろな形で成果をまとめておりますけど、今手元にあったのが海山交流ですので、これを持ってきましたが、これを終ってからの子どもの作文を読みますと、大変長く書いておりますけど、沖縄の子と友達になれて、その子達とは互いに手紙のやり取りなどをして毎日が楽しいですというような文があります。ここを読むと、先ほど人との関わりというところが道徳にあるって言いましたけど、手紙のやり取りまでできるようになってきたという、いわゆる友情というような内容と関係があるから、そういうことが育っているなということが読めますし、それからこの子がもう少し話を進めますと、戦争のことが印象に残っております。長くあるんですけど途中からだけ読みますと、こういう文があります。「自分が撃たれると思ったということ、銃ですね。どういう感じなのか考えても、考えても分かりませんでした。でも震えるくらい怖くて、怖くてたまらなかったことが分かりぞっとしました。戦争を体験した人の気持ちを知ってもらえるように働きかけていきたいです」というようなことを読んでますと、やはり、先ほどのD、崇高なものとかってところの、これは生命の大切さ、命の尊厳というものを感じていると思いますし、自分も働きかけていきたいというところは、心気を探求していくというAの方ですね、こういったところをこの子は書いており、それを読みながら本人も更に自覚していくやりとりができると、道徳性が身についていくというふうに思いまして、今日ちょっと持ってきましたけど、体験活動を重視して、そこで何が育っていくかということは、本人が書いたもの、あるいは本人のやっている時の様子をみながらこういったものが育っているなということを、しっかりと教師あるいは大人も含めてですけど、見つけてやるのがその子を育てていくことになるというふうに思いまして、少し具体的に話をさせてもらいました。

後こういった海山交流にしても、国際交流、青少年派遣につきましても、本当に素晴らしい取り組みを白川町はやっていますので、これを発信をして、誰かそういうのを見つけて、白川町ってこんなことがあるんだなということで、それこそ学校とか教育活動で移住というようなことも進むといいかなということは考えて、実行は何もしておりませんが、そういうふうに答弁させていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。
- 1 番 ありません。
- 議 長 藤井宏之君の質問を終わります。
ここで11時15分まで休憩をいれます。（午前11時03分）
- 議 長 再開します。一般質問を続けます。（午前11時15分）
2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 　ただ今、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、小学生児童の登下校の負担軽減と安全について質問をさせていただきます。昨年10月の公共交通の交通網整備に伴いスクールバスに乗ることができる生徒が増え、児童の負担軽減と安全については向上をしていると思われます。しかし、依然スクールバスのルートから外れた地区の児童は徒歩での通学をしていますし、子ども達が背負って通っているランドセルはかなりの重さがあり、改善をしていく必要を感じます、また、PTAと地域の方々と連携した見守りも児童の安全に欠かせないものと考えます。それぞれ、ランドセルを軽くする、スクールバスの交通網見直し、地域の見守りについて町の方針を伺います。

ランドセルのことから伺います。昨年、マスコミ等で「重すぎるランドセル問題」が報道されたことは記憶に新しいと思います。2015年度の教科書協会の調査によると10年前より3割ほどページが増えており、それに加え教科書のカラーページの増加、サイズアップにより、今の子供たちはかなりの重さを背負って学校に通っています。筋肉や骨格が未発達の子供達にこのように重い荷物を背負わせるのは、健全な身体の発達を考える面でも問題があると考えられます。また、安全面においても不審者やイノシシ・サルなどの獣から逃げるのが困難になると思われ、一刻も早くこの問題を改善すべきと考えます。すでに、昨年9月に文部科学省から置き勉を認める通告が全国の教育委員会に出され、教育委員会から学校側に通知はされているとは思いますが、学校により対応が異なっており浸透しているとは言えない状態です。この問題についての町の方針をお聞きします。

○ 議 長 　答弁を求めます。

教育長。

(教育長 鈴村雅史君)

○ 教育長 　2番 佐伯議員から提出されました質問は、通学に関するものであります。そこでまず通学についての課題を述べさせていただきます。通学は安全であることが最優先であり、安全な通学という土台の上に学校教育が成り立っています。あわせて、毎日の通学によって、知らず知らずのうちに身につけてきたもの、これを潜在的カリキュラムと言いますが、この話から白川町における通学の教育的意義についても再確認しておく必要があります。今ほど子どもが減っていない時代に、子どもは徒歩や自転車で通学するのが通例でした。小学生は通学班ごとに6年生がリーダーとなって下の子の面倒を見たり、道路の横断はリーダーとサブリーダーが道の両端に別れて立ち、通学安全旗を使ってみんなを安全に横断させ、

止まってくれた運転手には「ありがとうございます」と挨拶や御辞儀をしたりしていました。中学生になると通学距離が長くなり、自転車に乗って長い坂道を、グイッ・グイッとペダルを踏んで通っていました。夏場は汗だくになっていたものです。もちろん、これらのことは、地域によっては今も続いています。このように、歩くとか自転車を漕ぐという体験によって子どもたちには、様々な自然の変化を体で感じとる。上級生と下級生のつながりができる。上級生は下級生のモデルとなる。身体にかかる負荷を乗り越えることによって粘り強さが身につくなどの心や力が育っていました。これらは非認知的能力といって、特に社会で生きていくためには重要であり、今非常に注目されているものです。このように白川の子は毎日の通学によって鍛えられていたところがあります。今は退職されている方ですが、「白川の子は勉強でも作業や奉仕活動などでも実に粘り強い。そして白川の親御さんも粘り強い。」とおっしゃっていました。私はその理由の1つに、この高低差のある白川町の地形の中で、毎日仲間と学校に通うことがあると思っています。

さて、時代は変わり、議員がご指摘されているような世の中になってきました。今後、児童生徒数の減少や学校統合により通学区域が広がり、そして不審者や害獣からの安全確保のためにバス通学が増える中で、先ほどの非認知的能力をどのように育てていけばよいかを考えておく必要があります。仮に将来町内で1小1中または1小中一貫校とする場合、どんなカリキュラムをつくれば非認知的能力を育てることができるのか。さらに、歩いたり自転車を漕いだりする体験が減る中で、社会教育はどう進めばいいのか。これが今の課題であります。このように通学は安全確保を最優先しながら、徒歩や自転車によって育つものがあることを踏まえ答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、重すぎるランドセル問題について、昨年9月に文部科学省から「児童の携行品に係る配慮について」という連絡文書が出ております。これは文科省初等中等教育局の教育課程課、教科書課、健康教育・食育課の3課の連名で出されています。本町では、昨年9月の町校長会で小学校の現状を口頭で把握しております。このたび議員からのご質問があり、全小・中学校に紙面で調査をかけ実態を把握しましたので、まずはその結果を報告します。まず、毎日通学カバンにすべての物を入れて持ち帰るようにしている学校は1校もありませんでした。持ち帰る物や置いて置く物を、学級担任や教科担任で決めているか、全校体制で決めています。つまり、学校は何らかの基準を設けていると言えます。そこで、何を置いていくのかを具体的に書き出してもらい、それを集計してみました。細かく書き上げている学校は16項目、やや大まかな書き方をしている学校が10項目を書いています。各学校の書き出したものをずっと見比べてみま

したけども、4校は共に入っているが1校は入っていないという状態のところがあつて、5校共全部入っていると予想されるものは、習字道具と裁縫セットだというふうに思います。従つて各学校はこの結果を知りませんので、後程また言いますが、フィードバックする必要があるというふうに考えております。

更に、荷物はどれくらいの重さになっているかを調査してみました。これは議員からのお話もあり、2月末に調査しました。2月27日(水)、28(木)、3月1日(金)の3日間、下校する前に1年生と4年生の出席番号1番の子の全ての荷物を測りました。昨年、新聞等では8kgとか9kgという報道がありましたが、今回の本町での調査結果では最小が4.3Kg、最大が6.5Kgという結果でした。ただ、1年生と4年生で調査をしておりますが、さほど差がないと、1年生でも4年生でもほぼその間に納まっているというような形でありました。報道されたような8Kg、9Kgというような結果ではありませんでしたが、調査時期が2月の末でありますし、一人ずつですので条件が違いますのでこの結果を楽観視しているわけではありません。そういうような結果から、ランドセルの中身が重くなったのは教科書のこととかいろいろありますが、この問題については学校がリーダーシップをとって対応する必要がありますので、今回、町教育委員会としては、まず1つ目に今回の調査結果をそのまま学校にフィードバックして、常に見直しを図っていくよう指導します。また、見直した結果の報告を求めていきます。先ほど16項目とか10項目と言いましたけども、これを見ると、うちの学校もこれを置いていたというようなことに気付くことが往々にしてあるというふうに私は思っておりますので、さらに見直しをしてほしいということです。2つ目は時期に配慮することです。例えば、年度初めの小学校1年生の負担とか、学期の始めや学期の終わりの荷物の重さに気を付けて、計画的に持ち帰るなど指導します。学年差に配慮すると、例えば3年生からは科目が増えます。それから、5年生からは教科書がかなり重くなっています。そういった節目には気を付けていくように指導します。そして個人差に配慮するというので、同じ学年でも体格や体力には差があつて、個別的な配慮をするということです。ランドセルの他に手で持ち帰るものがある場合、安全確保のため両手がふさがらないように配慮していくということです。個人差とか両手というあたりは、ほとんど一斉下校をしますので、その時の様子を見て、あまりにも荷物の多いような子については、個別に問いかけて安全に帰れるようにするということです。最後は、児童によっては、肩や背中、腰などに痛みが生じていないか、これも調べていこうと思っております。このような内容の通知文を出すと共に、今後も定期的に持ち帰る物の重さを測定するなど、実態把握に努めさせていきますので、ご理解とご協力を賜ります。

○ 議長 再質問ありますか。

○ 2 番 ただ今、答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

結果として教育長の方から、学校に決めていただくような内容だったと思うんですけれども、前回、前の教育長にもお話したことがあるんですけれども、やっぱり学校任せにしている結果、結局改善されていないというのが現状というのが僕の認識で、僕も何名か親の方に調査したんですけれども、学校側からそういうお話を親が知っている、子どもには通知しているかもしれないですけど、親までちゃんと伝わっていて、それをちゃんと知っているという親は、小学校5校あるんですけれども、その内2校でした。親も知っている1校についても、親によって「知ってるからちょっと軽くなったよ」という方と、「いや、そんな話聞いてない」と、同じ小学校でもそういう差がある、そこら辺が問題でして、もう1校親も知ってるし子供も知っているという学校はまた別なんですけども、そこは確かに軽くしていいよという通知はきたけれども、子どもが頑張っって持ち帰ってきってしまうと。やっぱりそこは何というんですかね。子どもが真面目で褒めるというのもあるんですけれども、やっぱりちゃんと明確な基準を作って徹底していかないと、それは浸透していかないものだと思います。先ほど教育長は、潜在的カリキュラムとして、通うことによって日々積み重なってくるものっていうことをおっしゃったんですけれども、重たすぎるランドセルも同じで、やはり日々重いつてというのが問題だと思うんですね。先ほど時期によってという形があるんですけれども、その1日を軽くしたところで結局体に対する影響というのはそんなに変わらなくて、やはり毎日を軽くしてあげるっていうことで改善を図るのが最も効果的だと思います。学年の話もされたんですけど、学年ではいいと思うんですけど、その後の個別とかですね、個別ももしかすると生徒によっては、あの子だけ何で軽いのっていう形でそういう問題も多分孕んでくる可能性が、可能性ですよ、あると思うんです。やっぱり学校任せにしてしまって今の状態でなっていると僕は思っているんで、ここはやはり教育委員会がちょっとリーダーシップをとっていただいて、調査等をするのは絶対必要だとは思いますが、その中で基準を設けて、やっぱりしっかりと対応していただきたいと思います。量っていただいた時期が2月27日から3月1日までの3日間やられたということなんですけれども、うちも一度だけですが量ったことがありまして、うちの娘はその時体重17Kg、ちっちゃいんですけど、7.8Kgを背負ってました。それもランドセルだけです。それに絵本袋と水筒と持ってました。毎日ハアハア言いながら帰ってくると、その時は6月か7月だと思うんですけど、真っ赤な顔をしてぐったりなんですね。それが毎日続くということは、やはり良くないと思うんですね。やっぱり個別とか手荷物を見て多そうだったからとか、そういう場当たりのなこ

とよりかは、やっぱり一律でやっていただきたいと思いますので、基準を決めて、学校側と話し合っていたら必要があると思うんですけど、基準を決めて白川町としてそういったものを作るご予定はどうか考えはありませんか。ちょっとお伺いします。

○ 議 長 教育長。

○ 教 育 長 議員おっしゃるとおり毎日重いというのは、本当に重すぎるというのは良くないことだというふうに私も全く同意見です。学校に任せないで、町としての基準というあたりですね。今回の調査を見てみますと、そう大きく学校ごとに違うということは、実際流れているものは同じようなものがあります。どの学校も国語と算数に関わるものは毎日持ち帰ってますね。それ以外の物で、置いているのが大変多いです。ところが微妙に4校まで同じものが書いてあるけど、1校だけ書いていないところが今回ありますので、この結果をフィードバックして、学校に1回ちょっと検討してもらいますけども、町として例えば、例えばですよ、国語と算数は毎日持ち帰りなさいとか、理科は置いていきなさいとかそういう基準は大変難しいです。国語と算数は当たり前のように持ち帰りしておりますが、この教科のものは置いていきなさいというようなことは、大変難しいです。でも学校の職員も、子どものためにどういうふうにしたらいいかという考えは持っていますので、この教科書、このノートについては置いていくようにしようというような動きはこれからも出ます。なぜ難しいかと言いますと、教科書は給付ですので同じものを使っていますが、それに関する物については、学校が決めることが出来るんですね。年度初めにいろいろなドリルだとか学習帳とかを教育委員会に提出をしています。それを教育委員会で承認していますので、ある学校はこの教科についてはこういった物を購入してきている。別の学校では同じ教科でも違う物を購入している。これを学校の裁量でいろいろやっていますので、そこまで一律に決めることが難しいことと、担任の先生によっても独自の学習の仕方を子どもに教えてあげて、そして家でもやれるような内容のものを作っており、担任あるいは学校の創造的な裁量のものもあるもんですから、そこまで細かく教育委員会が決めることは、やっぱり非常に難しいです。そこは学校で、校長を中心に本当によく検討してもらって、それこそ7.8Kgというのは明らかにこれはその子の体格にあわしたら重いと思いますので、軽くしてやることを指導しますけども、本当に細かな基準を一律につけるということは難しいですし、学校の自主性に任せて、よく本当に考えてもらって、子どもにとって最もいいものを、いい基準をつくり、保護者にも伝え、教育委員会も把握すると、そういう方向で私はいきたいというふうに考えております。お願いします。

○ 議 長 再質問ありますか。

- 2 番 今の答弁にもう少し質問させていただきます。確かに学校ごとに教科書以外の副読本とかいろいろ資料等あるとは思いますが、例えばうちの子が宿題で使うのは計算ドリル、漢字ドリルと国語の音読ぐらいなんです。それ以外のことはプリントで持ち帰ったりすることはあるんですけども、宿題という形でそういったものが出ていなくて、学校側に細かくこれとこれとこれっていうふうな指定をせずとも、例えば宿題で使う物以外+何kg以内くらいの感じで、大まかな基準だけ、やっぱり重さがある一定を越えないっていうのが、そういった基準を作っていただくだけで学校側は多分結構気を付けると思うんです。具体的に踏み込み過ぎるという問題をおっしゃったんですけど、やっぱりそうしたら数字で目標を出すとか、多少超えたりはすると思うんですけど、数字目標を出すだけでも、学校側はやりやすくなりますし、調べる時も簡単になると思うんです。登下校の話をちょっとまた関連してさせていただきますけど、やっぱり歩かなきゃいけない生徒の方々は大体2kmぐらいずっと坂の地区があるんです。そこへ行くと集団登校というのを、学校側は必ず上の子に分団長さんがみえるので見なさいよと言いながらも、やっぱり重いランドセルを背負っていると低学年の子は遅れちゃうんです。高学年の子はどんどん先に行っちゃうんです。小学生ですからいくら見ろって言っても、それが毎日だとやっぱりどうしても列が集団登校じゃなくなっちゃうんです。車でよく通りかかる分団がそうなんですけども、やっぱりそこはカーブも多いですし、ずっと坂道なんです。上の子達は先に行ってるし、小さい子達はまだ随分手前にいる、そういう状態で子ども達の安全っていうのを本当に守れるかと、せめて解決しないでも軽くするだけでそこが縮まるのであれば、やっぱりそういう努力というのが必要だと思いますので、明確な、具体的にこれとこれとこれというのではなくて、やっぱり学校側もやりやすくて、こちら側も管理しやすい数字の目標的なものを全町で掲げてもらうくらいのことを、教育委員会の方でやっていただきたいと思いますが、数字とかで何とかできないですかね。ちょっとお願いします。

○ 議 長 教育長。

- 教 育 長 今回この目方を量ったのは初めてでして、実は9月の口頭での調査の時には1校だけ目方を量っている学校もあるという報告がありまして、それを受けて今回測定してみたら先ほどのような結果でした。これを元に、学年によって当然教科書は厚くなりますからね、一律に何kgっていうこともまた出来ないんで、少し考えて、学年差とか時期も踏まえて、目方についてはこんな目安があるというようなことはできますので、それはやれるかなと思っております。ということでよろしくお願いします。

○ 議 長 はい、再質問。

○ 2 番 次の質問に移ります。ありがとうございました。

続いてスクールバスの関連で質問させていただきます。現在、町内の小中学校は、昨年10月の公共交通の交通網整備に伴い、スクールバスを利用できる生徒が増え、児童数が減少し集団での登下校が困難になっている町内に於いて、児童の安全を守ることに於いて有効だと思われ、良い取り組みだと思います。

一方で、スクールバスの送迎のルートから外れ、そこから1.5kmから大体3kmぐらいなんですけれども、歩いたり、家族の送迎で通っている地域があるということをご承知だと思います、このような地区の多くはスクールバスのルートから登った所にあり、登校は下りでまだ良いのですが、下校となるとずっと登りになり、児童は1時間近くかけ帰っています。現在の規定で通学距離は概ね4km以内が適正とされていますが、一方で「通学については、距離だけではなく、安全、地理的な事情や降雪等の気候などの観点からも考慮することが必要である」との意見も中央教育審議会でも出されており、4km以内でも下校に1時間近くかかるような地区は児童の安全を守る意味でも通学の補助が必要ではないでしょうか。集団登校もできず、家族の送迎がないと通学が困難な地区があります。こういう方々にこそ手を差し伸べるのが行政の役目と考えますが、町の考えをお願いします。

○ 議長 はい、教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 それではスクールバスについてに答弁させていただきます。小中学校への通学については、国の遠距離通学の基準となる、小学校で4km、中学校で6kmを超える場合は、スクールバス、濃飛バスを利用しておりましたが、少子化により集団下校ができなくなったり、熊や猪・サル等の出没等の影響から、学校によっては、PTAと協議して遠距離通学の基準となる距離以下であってもスクールバス等を利用することを行ってきております。また、遠距離通学の対象となる児童生徒につきましては、「白川町小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱」に基づき、定期バスの定期代相当額や自転車利用に対する助成を町単独事業として行っています。

昨年4月から、スクールバス運行を外部委託し、公共交通体系の中で児童生徒の登下校を行うこととして、各学校ごとに通学方法の見直しを行い、遠距離通学の距離基準にこだわらず、通学バスを利用した登下校を行うこととなりました。その結果、小学校については、スクールバスを利用して登下校する児童数は、現在194名、これは全児童数の65%となっております。平成29年度では131名ということで、これは全児童数の43%でございますが、63名増加した状況となっております。しかし、現在のところ、町内の道路をくまなくバスが走る

というような体制にはなっておりません。その為、議員ご指摘のとおり、自宅から最寄りのバス停までの距離が長く、徒歩によることが困難なため、保護者のご負担によって送迎をされてみえる方もあるということは承知しております。また、スクールバスは利用せず、徒歩での通学を続けている子ども達もおります。少子化によって集団での登下校が難しくなった今、児童生徒の安全を確保することは重要な課題だと認識しております。各学校では、新年度が始まる前に、PTAを含めて通学方法について協議しております。スクールバス路線については、児童生徒の卒業と入学に伴いまして、毎年見直していくことが必要であります。今後、その現状把握を行いまして、公共交通との連携や保護者への支援について検討して行きたいと考えております。以上でございます。

- 議 長 はい、再質問。
- 2 番 答弁ありがとうございました。先ほど話にも出たように、スクールバスに各PTAで話し合いがあつてスクールバスに乗らないという判断をされるところもあるんですけども、質問で書いたように、本当にご家族が子ども達をこのスクールバスのところまで運んでこなければ通学できないという状態というのは、やはり町として改善を必ず図らなければならないと思います。今、バスの定期代とか自転車通学の補助というのを出されているというお話だったんですけども、補助が一律お金で換算できるかというのはあれだと思うんですが、そのご家族に例えば家からバス停まで必ず家族の手が無いと通えないご家庭が少しあると思うんですけども、そういった方々へ今現状では補助は何かあるのかお伺いします。
- 議 長 教育課長。
- 教育課長 はい。確かにお家の方が送迎してまして、今日は都合が悪いから歩いて行きなさいと言ってもそれは現実にですね、無理なご家庭があるということはございます。ただ現在のところ、そういった家庭に町独自の補助金というような助成はやってはございません。
- 議 長 はい、再質問。
- 2 番 やはりその部分というのは、必ず是正が必要だと思います。先ほど言われたとおり、PTAの考えがあれば4Kmという通学補助の距離以内でも乗ってる子がいると、その一方でどうしてもそういった家族の助けがないと通えない、しかもそこには全く行政からの助けが差し伸べられてないというのは、ちょっと問題だなと思いますので、これからは是正をお願いして次の質問にいきたいと思います。
続いて地域住民の協力による見守りについて質問します。これまで述べたように、児童数が減り集団での登下校が難しくなっている子どもたちの登下校の安全を守るためには、PTAのみならず、地域の方々の協力が必要不可欠です。すでに各地域でPTAと有志の方々が通学の見守りを行っている団体もあり、子ども

達の通学の安心に寄与していただいています。私も小学生の子を持つ親として日頃の活動に感謝申し上げます。

さて、本町でも「子ども110番の家」「ついでパトロール隊」等の活動があります。子ども110番の家は、不審者等から付きまといや声かけがあった際、何か困ったことがあった場合に子どもが逃げ込むシェルターの役目を、ついでパトロール隊は、地域の方々に児童の登下校の時間に合わせて散歩や畑仕事などをしていただき、そのついでに見守りをしてもらうというもので、どちらも積極的な見守り活動ではないものの、地域の方が気軽に取り組み、負担の少ない良い制度だと思えます。

平成15年頃に発足されついでパトロール隊、472名、子ども110番の家は119箇所の登録があり、登録者や登録拠点にはバッジや旗、外から見えるところへつけるプレート等も配布されています。しかし、現在に至る15年ほどの間に、地区によっては活動状況の共有や現状把握がなされておらず、登録者が死亡、転居、廃業等により、空き家になり機能していない所もいくつか見受けられました。集団での通学が難しくなっている現状において、このような制度は児童の安全を守る事において必要だと考えますが、現状と今後の活動についての考えをお願いします。

○ 議長 答弁を求めます。教育課長。

○ 教育課長 それでは、地域住民による見守りについて答弁させていただきます。

子どもたちの安全な登下校は、地域の見守る力なくしては確保できません。現在でも、長年にわたり子どもたちの登下校の見守り活動を継続して行っている個人の方や団体がございます。その活動に対しまして、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

では、ここで「子ども110番の家」と「ついでパトロール隊」の本町での現状を説明させていただきます。子ども110番の家は、平成8年に可児市で始まったと聞いております。危険を感じた子どもが助けを求めて来たときに子どもを保護するなどして、その子どもの安全を守るとともに、警察への連絡等の措置を行っていただくことを目的に、白川町では、町・教育委員会・青少年育成町民会議で委嘱し、子ども110番の家であることを明記したプレートを配布しております。ついでパトロール隊は、パトロールを義務づけるのではなく、買い物や犬の散歩、ウォーキング等の「ついで」に子どもたちの登下校を見守っていただくことを目的に設置され、ご協力いただける方にバッジを配布しておりました。どちらも、白川町青少年育成町民会議が中心となって行っており、平成30年度の同会議の資料では、議員の言われたとおり子ども110番の家は町内で119ヶ所、ついでパトロール隊は、会員数472名となっておりますが、議員ご指摘の

とおり、地域によっては内容が更新されていないことは否定できません。

これらの活動は、町内5地区の青少年育成推進協議会ごとに行われており、子ども110番の家については、小学校の先生と児童とで110番の家を確認しながら回ったり、見守りのお願いやお礼の手紙を届けたりしている小学校がございます。また、青少年育成推進員が毎年110番の家を巡回してお願いするとともに、古くなったプレートを取り替えたりしている地区もありますが、何も活動のできていないところもあります。ついでパトロール隊においては、設置当初は積極的に会員を募集したため、多くの方にご協力いただきましたが、現在は名簿の更新がなされていない状況です。今一度、青少年育成町民会議及び各地区青少年育成推進協議会と連携し、子ども110番の家とついでパトロール隊の登録内容について更新を図るとともに、子どもたちの安全確保について、地域全体でできることを考えてまいりたいと思います。議員におかれましても、ご支援ご協力を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

- 議 長 再質問ありますか。
- 2 番 現状報告ありがとうございました。現状の方なんですけれども、やはり地区によって大分開きがありまして、青少年健全育成推進委員の方々に伺ったところ、やはり委員も変わっていきますし、地域の方々自体も段々高齢化や、もともと人がどんどん減っている過疎地域ですので、なかなか維持が難しくなっているというお話でしたが、やはり子ども110番とかついでパトロール隊の活動自体の引継自体がされていない地区というのがやはりありまして、そこについてきちんと一回教育委員会の方から詰めていただけるということですので、もう1回見直しと、今までの質問とまた関連するんですけど、例えば子ども110番やついでパトロールというの、例えばスクールバスがどんだんうまく機能していけば、なかなかその活動において、重要度が減ってきたりはすると思うんです。またそのついでパトロールっていうのが、もしかすると最初は負担が少ない方法という形で始まったのかもしれないですけども、実は意外とやりにくいかです。また青少年健全育成推進委員会の方々と、また実際今登録されてる方々と話し合いがもたれるとは思いますが、そういったところで、今現在登録されている方々の声も聞いて、また長く続けていける、もしくは制度を見直す等でやはり地域の方々が子どもを見守って、これからもずっといけるような制度の改善ですね、に努めていただきたいと思います。質問じゃないです。要望です。
- 議 長 では、佐伯好典君の質問を終わります。
ここで午後1時まで休憩をいれます。(午前11時53分)
- 議 長 再開します。(午後1時00分)
一般質問、3番 梅田みつよ君。

(3番 梅田みつよ君)

- 3 番 議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。よろしく
お願いします。

第一項目として、納税等の納付の方法と窓口業務のシステムについて質問をいたします。現在本町では、税や保険料の徴収方法には、基本的に普通徴収と特別徴収があります。特別徴収は、給与や年金から住民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などが引かれるもので、普通徴収は、特別徴収の対象とならない住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料など全ての税等の基本的な徴収方法となるもので、その多くが口座振替納付によって徴収されています。この普通徴収では、口座振替を利用しない場合に、銀行や郵便局やコンビニに出向いて現金で支払いしたり振り込みに行かなければならず、何かと手間がかかり面倒と言えます。自動車税などはY a h o o決済が利用でき、去年は私もそれを利用して、携帯ひとつで支払を行うことが出来ました。また預貯金の利息が少ない今の時代、顧客を掴むためにポイントを活用したカード決済を取り入れて様々なサービスが行われています。クレジットカードでの支払いが出来るとそれだけで手間が省け、また最近はほとんどのカードで同様のポイント還元もあり、より大きな支払いをする時には、カードを利用すると良いことが広く知れ渡っています。ただし、カード決済の手数料が必要であることから、決済手数料がポイント還元分を上回ると多少損であろうと考えます。本町の場合は、金融機関やコンビニなどに出向くための交通費やガソリン代と比較すれば随分得であろうというふうにも思います。近隣町村では八百津町が軽自動車税の納付にクレジットカードが利用可能となっていると聞いています。納付が手軽にできるということになれば、滞納や納付期限超えを少なくするという事に繋がり、とても有効で便利な決済方法であると考えます。先日、町民の方から、白川町に住んでいると納税に不便を感じる。こんなにスマホやネットが普及している時代に不便な地域がより不便に感じ出ていきたくなった。クレジットカード決済でもっと楽に納税出来ませんかという声を頂くことがありました。現在、本町はふるさと納税はクレジット決済で簡単にできます。新たな商戦の取り組みとして2019年2月13日から、これは企業の話ですが、メルペイがコンビニやレストランでスマホ決済を導入し、国はすでに2020年を視野にキャッシュレス決済というのを推進する方針です。システムが違いますのでひとくくりにはできませんが、税金などの納付がひとつでも便利になるようこの町の仕組みを改善すべきではないかと思い、本町の納税等の納付方法についてまず1つ目の質問をさせていただきます。

本町における税金等の納付方法には現在、特別徴収と普通徴収の口座振替と現

金振り込みしかありません。また口座振替が最も多いと思われませんが、口座振替も現代では公共料金はクレジットカード経由決済も可能となっているものもあります。そういったニーズに応えるカード決済を導入するという点に関してどのように考えていらっしゃるかお考えを聞かせてください。

○ 議 長 答弁を求めます。

町民課長。

(町民課長 安江文郎君)

○ 町民課長 それでは、2番 梅田議員のご質問について答弁させていただきます。議員がご質問で述べられたとおり、税の徴収には特別徴収と普通徴収の2つの方法により納税をお願いしているところであり、特別徴収については、給与支払者を始め、年金局などの事業者を通じて給与などが支払われる時に源泉徴収として納税を行っていただく方法で、それ以外の方法で行っていただく方法が普通徴収となります。

この普通徴収の納付手続きは、最も一般的な金融機関等の窓口で納付していただく窓口納付、納税される方の預貯金口座から振替により納付する振替納税を主な納付手続きとして長らく行ってきました。10年ほど前からコンビニによる納付手続きが全国的に行われるようになったことから、本町においても平成25年10月から町指定の金融機関窓口とコンビニで共用ができるバーコード入りの納付書によるコンビニ納付を開始し、軽自動車税を皮切りに、順次対象税目を毎年度増やしてまいりました。現在、コンビニ用納付書への移行がされていないのは、当初納付の固定資産税と住民税のみとなっています。また、昨年は全国的にスマートフォンを利用した納付が急速に普及してきたことから、広報しらかわ1月号でお知らせしていますが、昨年12月からコンビニ用納付書に表示されているバーコードを利用して納付ができるスマートフォン決済サービス、Pay Bによる納入手続きを導入したところです。

議員ご提案のクレジットカード決済での納付についての問い合わせは、今までに1人の方からあったのみですが、このカード決済は町への収入時において納税される方の納税科目や納期別に充当する必要があり、カード会社から送金されたときに町の行政情報システムへの連携が必要となります。軽自動車税のような年に1回の納付については、カードの利便性と費用対効果を勘案すれば導入することも考えられますが、固定資産税や住民税、国民健康保険税などの各納期別に納付する税目については、当初発行した納付書と年度途中で税額が変わることもあり、システムの導入費用が高額となります。また、年度中の修正データの移行などにも経費を要し、特に議員も述べられていましたとおり、仕組み上、納税される方に決済手数料が発生することから、カード決済の普及

が滞っているのが現状です。

本町の行政情報システムの提供先でカード決済の窓口となるＹａｈｏｏ公金支払いへ問い合わせたところ、もともと初期導入と管理費がかかることで、導入自治体や利用税目が少ないことに加え、決裁手数料がかかることから、安価で便利なスマホ決済での対応が急速に進み、全国的にカード決済の利用が減少しているとのことでありました。また、国のカード決済普及施策に対応するためのシステムの見直しが必要なことから、新規のカード決済の申込みについては、見合わせをしているとのことでした。このため当面はシステムのカード決済の導入はできないと考えております。

なお本町では、当面、当初納付の固定資産税と住民税のコンビニ収納用納付書への移行を進めると共に、コンビニに出向かなくても自宅でスマートフォン１つで納付できるスマートフォン決済サービス、ＰａｙＢによる納入手続きの利用を呼び掛けていきたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議 長 再質問はありますか。

はい。

○ 3 番 去年の12月からスマホ決済を導入されているということでございましたので、そちらの方でまず決済できる税金が何であるかということをもっと教えていただきたいと思います。

○ 議 長 はい、町民課長。

○ 町民課長 納付できる税目は、町県民税の普通徴収分、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の普通徴収の分ということになります。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

○ 3 番 ありがとうございます。私もちょっと勉強不足でございまして申し訳ございませんでしたが、またそういったスマホ決済の普及がより進むといいと思います。

またカード決済では、システムの導入が高額なものということで理解いたしましたので、分かりました。ありがとうございます。

では、続きまして2つ目の質問にいきたいと思いますのでお願いいたします。

今後、この人口減少最先端といいますか、こちらの町には色々な部門で必ず導入されてくるＡＩ、またＩＴの技術の進歩を生かした窓口業務の仕組みも考えていくべきだというふうに思っております。まず納税者が高齢化してきた時に窓口に行けないが、自宅にいても何かそういった携帯やカード、カードということは今の1つ目の質問で回答がありましたので、携帯等でというふうにさせていただきますが、納税が可能になる、そういった手続きが可能になってくる、そんなシステムを構築していくべきだろうと思いますが、その方向性はいかがでしょうか。

○ 議 長 はい、町民課長。

○ 町民課長 それでは将来の納税システムの方向性についてということで答弁させていただきます。

現在、経済社会の I O T、I C T 化等を踏まえ、納税者への利便を向上させると共に、働き方の多様化、副業、兼業、雇用的自営の増加等が進み、税務手続きを行う方の増加と多様化が見込まれておると言われております。このため、I C T の活用は、全ての納税者が簡便、正確に申告が行うことができる環境を整えていく基盤となるものということで国の方でも示されておるところです。

例えば、全国のスマートフォンの世帯保有率が平成 28 年度で 71.8% となっています。このため現在、納付の手続きだけでなく、申告を始めとした税務手続きについて、スマートフォン等で手続きが完結する仕組みが急速に整備されています。また、スマートフォンが持つ通信、カメラ、認証機能とマイナンバーカードの機能を組み合わせ、あらゆる物体が I C チップにより繋がる I O T の世界は膨大なデータの蓄積と解析技術により、社会経済に大きな変革をもたらすと言われております。

このような背景をもとに、国はインターネットサイトマイナポータルにより、国税、地方税、年金等の手続きのオンライン・ワンストップ化を進め、マイナンバーカードの I C チップの空きスペース部分を活用して、公共民間を問わず各種サービス呼び出す共通の情報基盤であるマイキープラットホームを整備することとしています。このマイナポータルとマイキープラットホームの 2 つのサイトは、将来の納税や公共の各種手続きのみならず、民間における各種手続きや金融サービスとの連携も可能になるとされています。

本町の各種の納税手続きについては、特別徴収を除いて窓口納付と振替納税が大半を占めている本町の状況を考えますと、当面、今後もこの納税手続きを活用しつつ、先の質問でもお答えさせていただいたバーコードを活用したコンビニでの納付やスマートフォンによる専用アプリによる決済の活用の推進に努めてまいりたいと考えます。特にこのコンビニとスマートフォンによる納付手続きは、スマートフォンや I C T 等の環境が使えない方々の納付について、同一世帯のご家族の方だけでなく、遠方のご家族や親族などが代わって納付される場合の利便性向上には、大変有効なものと考えています。

今後の納税環境の変化は著しく変わっていくことと思います。国や近隣市町村の動向を把握し、I O T や I C T 化による社会経済の変化に伴って、適切に対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

- 3 番 今、将来の方向性は全体的に国が示す方向性であると。それに白川町もその方向性でもって進んでいくんであろうというふうに思いましたけれども、逆にですね、アナログな展開として、職員さんがそういった納税できない方に対して、いろんな事情がおありになると思いますので、実際に出向いて徴収をするというようなシーンはあるのでしょうか。
- 議 長 はい、町民課長。
- 町民課長 出向いてというか、滞納ですね、直接納付される方に対しましては、金融機関窓口でもコンビニでも使える納付書になりますので、納付書納付をしていただく形になると思いますが、どうしても滞納とかそういう関係があれば、そちらは今でも徴収の関係で出かけておりますので、そういう形でのお願いというのはあると思いますが、通常の納付については、今のところは考えておりません。
- 議 長 再質問ありますか。はい。
- 3 番 現在そういった今のこういったITやICT、IOTなどが普及していった時に、そういうのがやっぱりどうしても出遅れるという人が本町でも大変多くあると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。
- 議 長 町民課長。
- 町民課長 そういう方につきましては、基本的には今述べましたとおりスマートフォンとかご家族の方、それから遠方の方、またサービスを提供されるような方があると思いますが、納付書自体は当人の方に送付されますが、納付については、その納付書とお金を持ってコンビニに行けば納付ができるという形になりますし、スマートフォンを持ってみえられる方であれば、そのスマートフォンを使って納付が、例えば私の父親の分であれば私のスマートフォンを使って納付ができるというような形になりますので、そういう形での納付は今後も進んでまいりますと思いますし、それこそマイナンバーカードが使えるような、国が施策を始めており、そういう状況になれば、将来的にはもっと簡単に納付ができるもしくはそのマイナンバーカードを使っての振替納税、これはクレジットカードになるのか自分の預貯金口座になるのか、いろいろなことはあると思いますが、そちらの方が使えるようにはなってくるだろうという将来的なものは聞いております。
- 議 長 はい、副町長。
(副町長 佐藤滋君)
- 副町長 少し補足をさせていただきますが、便利な世の中になってくるとそれを使えない方はどうするかということですが、今極力振替納税、口座から落とさせていただく、そういうことを進めていきたいと思いますので、スマートフォンとかクレジットカードが苦手な方はそちらをお願いしようと、そうでない方はクレジット等での決済をお願いしていくということになると思います。

○ 議長 再質問ありますか。

では、次の質問へ。

○ 3番 続きまして第2項目目、高齢化に備える訪問介護等の人材確保について質問をさせていただきます。

現在、本町の訪問介護を担ういわゆる訪問ヘルパー人材は極度に不足して危機的状況です。後程説明させていただきますが、このまま高齢化が進んだ状況になった時、だれがその支援をするのでしょうか。私は非常に危機感を感じています。緊急性のある課題としてこの質問をさせて頂きたいと思います。現在、白川町の訪問介護事業所は社会福祉協議会と白川病院の2事業所です。訪問介護支援は支援を受けるご本人だけでなくご家族とのやりとりも含まれます。ここでひとつお伝えしたいと思いますが、全国老人福祉問題研究会の平成31年の1月のデータを、ちょっとこのように表にして皆さんのお手元にあるかと思いますが、こちらのデータによりますと、介護職員のうち約94.2%、ほぼ9割以上の方が何らかのパワハラやセクハラを受けた事があるという調査データがあることをご存知でしょうか。こういった実際に支援している以外のもので、精神的や身体的な苦痛を伴って行うというふうに、十分に捉えることができる仕事だと言えます。そういった業務ですから、担い手はどの地域でも当然のことながら確保が厳しい状況となっています。また正直、国の基準報酬額も、本町は本当に広い範囲をカバーしなくてはなりませんので、割に合っていないのが現状と言わざるを得ません。これには、先日もある男性の方がですね、「あんな仕事は、ご飯食べさせてちょっとオムツ変えるだけだろう、誰でもやれるさ、外人さんでもやれるだろ」とおっしゃっているシーンがありました。そういった言葉を直接自分が受けたわけでございますけれども、本当にそうなのかそうじゃないのかと言いますと、そうではないというふうに思っております。必要な基礎知識、技術や経験、人間性、どれもなくてはならず、誰でも出来る仕事というものではないというふうに思っております。

話を戻しますけれども、本町は高齢化率が43%から加速していくこの先10年を見越しても、また2050年問題ですね、そういったものを視野に入れても、今から介護予防に力を入れて、在宅支援に力を入れていかなければならない状況にありながら、その介護予防や在宅支援を中心に担う人がスッポリといなくなるという状況です。そうすると現在の状況から推測して、その介護の中心を担うのは誰なのかと。この問いに対して、皆さんはどのように考えるかなというふうに考えてもらいたいですが、それは、介護の中心を担う人は妻ですか、夫ですか、お嫁さんですか、息子さんですか、娘さんですか、ヘルパーさんですかと、このように考えた場合にですね、一体誰が担う想像をして次の世代の包括支援を考え

ていくべきなのかと。白川町になりますと、多くの方はきっとお嫁さんだと答える方が多いんだと思います。しかし私は、医療福祉に携わっている者でもありませんので、ここ数年の状況からしまして、その形もそろそろ終わりに来ているんじゃないかというふうに考えております。なぜならば、先ほどもスッポリいなくなるということを行いましたけども、なぜならば子供さんたちの多くというのは、町を出て行ってしまっています。長男さんが家を継いで残っているというケースも段々と少なくなってきています。ここでまた将来の不安を加速する現象というのが、そういった言動がありまして、それは、子どもさんを持つ親御さんがこういうふうに言われます。自分の子どもには世話にならないようにしたい。子どもには子どもの人生や将来があるから子どもには迷惑をかけられないし、かけたくない。という事をよくおっしゃっているところによく出会うわけでございます。そうなるこの先、一体誰の世話になって誰に迷惑をかけていくということになるのかということで、この状況をしっかり認識しないと、この町の支援、こういった訪問支援というのは全然維持できないなど、支援が継続出来ないということですから。先ほども言いましたようにお家でみる人がいなくなるという状況です。私は冒頭で言いましたけども、担い手がいないという事に非常に危機感を感じているということをお伝えしております。本町の包括支援センターをはじめ、保健福祉課の包括推進係というところがございまして、医療福祉に携わる責任者の皆さん方も、その危機に関して、何等かの対策をお考えなのかなということを思っております。訪問支援の仕事はこれまで数多くみさせて頂く中で、去年の豪雨災害や台風災害の時にどうされていたかということをご紹介したいと思います。災害があるから台風が来たからと言って一般的な常識で考えて、それでサービスを中止していると思われませんかということで、それは大きな間違いで、そういった訪問の仕事というのは命に関わる支援なので、雨が降ろうが大雪が降ろうが、通行止めになっても回り道して、う回路を通じてその方のところに支援に行っている状況です。やはり行って必ず支援をしないと、明日には出来ない、やっぱり命がかかってますので、そういった訪問に回る方々も正に命がけの仕事だというふうに言えると思います。ですから先に言いましたように誰でも出来る仕事でしょということとは言えない非常に責任感と努力と使命感の必要な仕事であるということがご理解頂けると思います。しかし最初のデータで言いましたように、この94.2%の訪問介護の職員さんがパワハラやセクハラを受けているということで、そういったことから若い人でもせつかく就職しても辞めてしまっているのが現状にあるかと思えます。しかも、現在の働き手の方も高年齢化しておりまして、10年後にどうなっているのかなと、退職してしまっている可能性もあって、次の担い手の方、若手の方が全然育成出来ていないという状況です。先週ですかね、昨年度に比べ

て訪問介護支援の利用の減少が報告されておりますけれども、これは訪問介護を受ける利用者さんが減ったのではなく、支援する側の職員さんが減ったことによって実際にサービスを受けなきゃならない人達が、サービスを受けられない状況になっているというデータでもあるのではないかと、そういった実態を含んだ結果であるということが言えると思います。今後の本町の介護支援はどうなるのか先行きがちょっと不安でなりません、今まではできたなということができなくなってきているというふうに思います。

少し話は変わりますが、飛騨市へ視察に行くことがございましたので、飛騨市の市長さんから飛騨市では特養夜勤者処遇改善臨時交付金事業で夜勤手当を一人700円付けていますよと、そういったお話がございました。それはなぜですかと聞いたところ、夜勤者の確保が困難で、やはり離職が進んでいるということに歯止めをかけたいということでありました。本町では、やっぱり全体的にですけれども、働き手の高年齢化が目立つようになりました。もちろん訪問系だけでなく施設系も同様であります。高齢化最先端の本町は高齢者医療福祉の担い手確保に独自の施策が必要であるということを感じております。また厚労省では、今年10月、消費税の増税を機にだと思っておりますけれども、勤続10年者に8万円の処遇改善をするというような話もでております。そこで1つ目の質問をいたします。

本町はこの訪問支援人材不足をどう捉えているのか。サービスを受けられるはずの方々が受けられない場合、誰に相談をしていくのか。または現場でその都度優先順位をつけて支援をしていくようなことになるのか。そういったことが、人手不足が改善されない場合は、国の示す包括支援システムから大きくかけ離れていくのではないかと、そろそろ力の入れどころを本町も見直していくべきではないかと思っておりますので、真剣な答弁をよろしく願いいたします。

○ 議長 答弁を求めます。

包括推進専門監。

(包括推進専門監 三尾三和子君)

○ 包括推進専門監 それでは、3番梅田議員の一般質問の①、訪問支援人材不足をどう捉えているかについて答弁させていただきます。訪問介護員につきましては、一般的なヘルパーの名称を使わせていただきますので、ご承知おきください。

まず平成29年の1月から3月に行いました介護保険第7期計画策定資料のアンケート調査で、皆さんが介護が必要になったときにどのように暮らしたいかと問いましたところ、「自宅で家族の介護と介護保健サービスを利用しながら暮らしたい」という答えをされた方が、要介護認定者のうちの52%、一般高齢者の方の44%を占めて、前回の平成26年の調査よりもポイントが上がっていました。

さらにこの希望する生活を支える必要なサービスとして医師の往診、訪問看護、この2つに次ぎましてヘルパーが上がっており、在宅介護での生活に必要なとされる専門職であるということがよく分かりました。

ご存じのように、町内には社会福祉協議会の「白川町訪問介護センター」と、白川病院の「ヘルパーステーションやまびこ」の2か所のヘルパー事業所があります。ヘルパーの業務としては、要介護利用者の入浴・オムツ交換・食事介助等、直接介護に携わる身体介護、そして要支援や軽度の利用者に対する掃除・洗濯・買物代行等の生活援助の2種類があります。概ね週1回から多い方で毎日2回など利用者のケアプランに沿って訪問をされています。2つの事業所共にヘルパー利用実人員は減少傾向にあります。したがって介護保険の給付費も減少しています。軽度の方の生活援助のニーズはありますが、重度の方の身体介護の実人員の減少が目立っています。これは要介護度の高い重度の利用者の場合、家での入浴ができなくなった場合に、特浴のある通所介護、デイサービスの方に移行をする、または入院や入所といったものがその原因であるということ、現場の方から話を伺ってまいりました。

事業所のヘルパーの人員なんですけれども、こちら5年間で若干減少傾向にあります。現在40歳以上の正職員が、2つの事業所で合わせて6人、60歳以上のパートの職員が合わせて8人ということで、20代～30代の次代を担うべき若手職員の、実際に応募がないというのが現実だそうです。実際に50歳後半になりますと、ヘルパーさん自身も体力の衰え、自分の体調不良等で身体介護にあたる事は辛くなるということもお聞きしております。また、訪問系のヘルパーの仕事というのは、集団で対応するデイサービスの職員以上に、その場で一人で判断する力、本人や家族との人間関係を培う力、基本的な訪問のマナーを身に付けておく必要があり、細かな配慮が求められておりますので、その業務の大変さは大変大きなものと認識しております。議員ご指摘の介護職員全体で94.2%というパワハラ、セクハラの高さも人材確保の大きな壁になっていることも考えられることかと思えます。今後を予想しますと、今のままの状況で進む高齢世帯の割合は、増加していくと思われまますので、ヘルパーの人材不足が懸念され後継者の育成は必須だと思えます。

平成28年度に私どもの包括推進係が新設された折に、初めて町内介護サービス事業所の担当者会議というのを開催しました。ヘルパー部門での課題は、やはり利用者の減少、特に身体介護の減少と後継者不足であったということ、今も記憶しております。そしてこれは白川町に限ったことではなく、近隣のヘルパーの合同研修会等でも同じような課題があがっているというふうにお聞きしております。このような現状でサービスの回数や質を落とさないために、例えば一日3回

の服薬援助、3回の訪問の場合は医師と相談して服薬回数を1回にして訪問を1回にして対応する。それから、週何回かの訪問を2つの事業所でそれぞれ調整しながら入るということ、ケアマネジャーが間に入りまして、相談しながら工夫されて、今利用者に対してのホームヘルパーの数は概ね充足されていると理解しておりますが、若干土曜日、日曜日の対応ができないという事例も実際にお聞きしております。

今後の人口推計で、2025年問題の年には、本町は既に前期及び後期高齢者の実人員は、もう下り坂になっておりますので、現在のヘルパーの数をこのまま維持していけば、今現在相当のサービスの提供は可能かと思われまますので、人数の維持のための段階的な人材確保が必要と思われまます。ヘルパーの事業所も各自努力をしておられますので、継続をしていただきたいと思ひます。

また、社会福祉協議会の福祉指定校での介護に関する啓発を通して子ども達に介護の現場に関心を持って貰うことは基本的に必要なことです。またヘルパーとして働くには、資格をとらなくてははいけません。現在、県内各所で行われている介護職員の初任者研修への受講者に対し、資格取得後に町内事業所に勤務する条件を付した参加費用の助成について、これは考えていけるかと思ひます。特に、定年間近で次の職を探す年代、子育てが済み保育園入園中ならパート勤務が可能な年代をターゲットに受講を呼びかけていくことが良いかと思ひます。必要に応じて、それらの研修を業者委託で、町内で開催することも検討の余地があると思われまます。また、保健従事者には学資資金貸付け事業がありますけども、これを介護関係の学生に拡大することも可能ではないかと思われまます。減少する身体介護につきましては、あわせて住宅改修や福祉用具の利用により、家族もヘルパーも介護しやすい住環境の整備を勧めていくことも、冒頭のアンケートでお示した在宅での生活希望の達成に近づくことではないかと思ひます。以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

ここで、議長さんに反問の許可をいただきますようお願いいたします。

○ 議長 はい。許可します。

○ 包括推進専門監 ありがとうございます。

では許可がでましたので、梅田議員さんに質問内容の詳細を反問させていただきますが、提示していただきました介護職員へのパワハラ、セクハラの%は想像以上に高いデータでした。この統計なんですけれども、これは日常的にセクハラ、パワハラを経験しているという方の答えなのか、又は就労した中で1回でもその経験をしたことのある職員が「ある」というふうに答えられたものかどうか。そしてまたこのデータなんですけども、出どころが全国老人福祉問題研究会とされておりますけども、これは全国くまなくとられたデータであるかというような、

その統計の範囲ですね、そういったものが分かれば教えていただきたいと思います。

そして、また反対の面から、町内の事業所のヘルパーさんに聞き取りをしたところ、「少しでも状態が良くなってご本人の出来ることが増えると嬉しい」という仕事のやり甲斐感を直接聞いてきましたので、もしこの仕事に就いて「良かった」とか「やり甲斐がある」というような前向きなそういう統計結果をご存じであれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議 長 はい。3番 梅田君。回答を。

○ 3 番 今質問いただきましたことですけれども、ちょっと私もそこまでの資料は、今日は持ち合わせておりません。こちらの資料はですね。皆さんに一部だけを抜粋したものでございましたので、もう少し詳しくお伝えしたいと思いますが、こちらのデータは、介護現場の従事者を組織するUAゼンセン日本介護クラフトユニオン（NCCU）という機関がですね、2018年4月から5月にかけて、組合員を約78,000人を対象に、利用者やその家族からどのようなハラスメントが存在して、どのように対応しているか、そういったハラスメントに関するアンケートの中で調査を行った結果というふうになっております。

この組合員の内、2,411名の回答者があったということで、この中でハラスメントを受けているという回答者が94.2%あったというふうに回答されております。どんなハラスメントであったかということですが、攻撃的態度で大声を出すのが最も多く6割を占め、援助行為を強要するというのが5割、その他契約上受けていないサービスを要求されるとか、制度上認められていないサービスを要求するなどの、利用者側の理解不足というのも多少影響しているのではないかと。また力強く小突いたり、身体的暴力を振るうとか、馬鹿とかクズとか、ハゲとかデブとか、机や椅子を叩いたり蹴ったりするとか、性格や身体の特徴を詰るとか土下座の強要などがあったというような、悪質なパワハラを受けているということも書いてあります。実際に私もこういった仕事を十何年やっておりますが、髪を引っ張られたりとか、抓る、蹴るというのは日常的にあることでした。ということで、ちょっと今の回答にはならないかもしれませんが、持っている資料の中ではそのようです。

それから福祉の事業者、従事者の多くについて、その反面どのような思いがあるかということに関してですけれども、今統計というかデータは持っておりませんが、福祉従事者の多くってというのは、ありがとうとか感謝の思いに救われてこの仕事を続けているというふうにも捉えております。過去、私が介護現場の管理ということで続ける中で、辛い、苦しいと訴える職員の多くに相談に乗ってきたし、自分自身も相談に乗ってもらっていたというふうに認識しております、

今でもその相談を受けているわけですが、感謝によって救われて、この仕事をやって良かったなというデータというのは、また別の要素なのかなと、別の枠組みで考えるべきかなというふうに思っております、今の質問の答えにはなりませんけども、そういうふうに考えております。

○ 議 長 では、再質問ありますか。今の答弁について。

○ 3 番 はい、先ほど専門監の方から事業所を2つに分けて対応している事例があると言われましたが、実際に現場の方の声はどうかと言いますと、白川町は広い範囲であるということから、白楽園の三川にある事業所から例えば佐見に行きましたとか、白川病院の事業所からまた蘇原に向くとか、非常に長い距離を行って、30分ないし1時間の例えば身体やそういった生活の介助をして、また再び三川に行って、佐見に行って三川に帰るってことは、本当にそれがとてもいいことかかっていうことを考えると、すごくやり辛いというふうにおっしゃってみえる職員さんがいますので、やっぱり1時間以上かけて行って、1時間の支援をして更にまた1時間以上かけて帰ってくると、半日仕事が終わってしまうわけなんですけど、そういった実情が、それで支援がうまくいっているという解釈にはちょっとならないのかなと思いますので、その辺についてちょっとお考えをもう1回聞かせてください。

○ 議 長 はい、専門監。

○ 包括推進専門監 確かにそのようなお話をお聞きしております。今、概ね白楽園、社会福祉協議会のヘルパーは全町、そしてやまびこさんの方が主として白川から佐見というふうにお聞きしておりますけれども、例えば社会福祉協議会の場合は、1件佐見へ行くのが今、パートのヘルパーさんで、たまたま白北にお住いの方でしたので、その方で対応しているというふうにお聞きしておりますので、その事業所間の中でなるべく効率よくケアプランを組んでいただく曜日、時間を組んでいただくということで乗り切っていくしかないかなというのが今の状況です。これは、多分この先正職さんが中々見つからない場合でも、パートさんであれば自分の近いところから行けるということで、そういった人材が各地区に点在をしておればクリアできることではないのかなというふうには考えております。決して距離の長さというのは、軽視はしておりませんが、現実のところこの町内を回るには大きな課題として残ることだというふうには考えております。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 3 番 2つ目の質問へいきます。

訪問支援人材の担い手を確保するために、飛驒市のようにその業務に携わっていく人材に対して、支援手当をつけるなどの具体的な施策や方針を今から考えていくべきではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○ 議 長 はい、保健福祉課長。

○ 議 長 保健福祉課長。

(保健福祉課長 田口裕和君)

○ 保健福祉課長 それでは3番 梅田議員の質問の第2項目目の2番、訪問関係の人材を確保するための支援策を考えていくべきではないかというご質問にお答えしたいと思います。

議員が言われるように、いろんな方面で介護、福祉関係の人材不足と言うようなことをよくテレビなどでも聞きますし、そういった声を聞くようになりました。全国的なデータでは、不足している理由としまして、募集をするが採用までがなかなかできないというのが88%で、採用困難な理由として挙げられているのが、他社との人材確保の競争が激しく獲得できないというのが57%になっており、他産業に比べて、議員が言われますように、労働条件が厳しい、良くないといったのが56%となっております。仕事がきつい、給料が安いなどであります。

では、町内はどうなのかということでございますけれども、訪問系の職員など状況については、先ほど専門監からお話があったかと思っておりますけれども、生活環境の変化から、在宅から施設への傾向とともに、提供する側の人材も減っていることもあって全体的に減ってきているような状況と思われております。絶対的に足りてないという訳ではないようでございますけれども、ただ、今後のことを考えれば職員の高齢化などもあり、段階的に補充をしていくことを考える必要があると考えます。

支援の一つとして、議員からは飛騨市の夜間手当など支援の提案がございましたけれども、飛騨市では人材が確保できずに、特養のベッド数が埋まらないといった状態が続いておりました。そういうことから飛騨市では、平成28年度からその夜間の手当の実施を始めたということで、3カ所の特養では、現在、満床になっているとのごことでございます。事業的効果を聞いてみますと、職員の方から効果はあったのではないかと聞いております。

本町におきましても現在、直接的に対応策についての要望というのはありませんが、今後、段階的に補充を考える上で一つの支援策だとは思いますが、支援策を考えるにあたりましては、事業所からも意見を伺いながら、本町で必要な支援策を、どんな支援ができるのかということを検討して参りたいと、そんなふうに思っております。以上梅田議員からの答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。

はい。

○ 3 番 すみません。先ほど専門監からの答弁にもう少し関係していることになってく

ると思いますので、ちょっと合わせて聞きたいと思いますが、2025年までいくと白川町はそこから高齢者は少し減少していくであろうということで、後、今から計算しますと6年ですね。後6年間を何とか今の人数で維持できればもっていくということなんですけども、この6年間ないしその6年以降もですね、今段階的に支援をしていかなければというこの段階的な支援の詳しい内容を少し教えて頂きたいんですが。

- 議 長 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 議員が言われた白川町の高齢者の状況、全国的にはこれから65歳以上のピークを迎えるということになるわけでございますけども、白川町は先ほど専門監がお話しましたように、65歳以上のピークはもう既に超えております。その内、前期高齢者のピークは平成32年ごろ、来年度あたりで、後期高齢者に至っては現にピークを越えて、全体的に下がって来るということでございます。段階的にと言いましたけども、やはり全体的な従事者数としましては、現状の数で足りていくのではないかと思いますけども、やはり高齢などにより退職される方、出来なくなる方がございますので、そういったところを現状が維持できるような形で支援をしていければということで、来年度、介護保険では次の8期計画に向けた検討がされるようになっておりますので、来年度から8期計画に向けての対応策の中で考えていければと思います。
- 議 長 再質問ありますか。
- 3 番 今、現状ですけども、元気な高齢者向けの取り組みというのは、非常に本町は多くて、スポーツとかサロンとかカフェとかそういった取り組みは非常に多いと思いますが、そうでない高齢者の方々向けの支援というのはちょっと消極的であるというふうに思います。平成32年から全体的に高齢者の方が増えなくて、下がってくるよというところなんですけども、そこに対して下がって来るからそれを待ちましようというふうなことなのか、やっぱりそこにしっかり今でいう8期の計画の中にしっかり組み入れられていくというふうな解釈でよろしいのかどういふふうでしょうか。
- 議 長 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 8期の中へは、今言われた不足する介護の支援者ですね、支援者に対する支援ができるようにする援助、先ほど専門監が言ったような資格を取得するための支援だとか、いろんな研修会をする支援、そういったところを増やしていこうという思いです。
- 議 長 再質問ありますか。
- 3 番 再質問はありません。次の質問にいきたいと思います。
3つ目の質問ですが、今外国人労働者ということで、国も非常に慎重に進めて

いるところでございますが、技能実習生等の受け入れについて、これから本町の医療や福祉の事業所で、積極的にと言いますかそういった形で採用していく方向性はあるのかということについてお聞きしたいと思います。

○ 議 長 はい、答弁。保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 それでは3つ目、外国人労働者の技能実習生などの受け入れについてのご質問に対するお答えでございますけども、事業所が積極的に受け入れを進めることについてどう考えるのかというご質問と解してお答えさせていただきます。

外国人の受け入れ拡大につきましては、政府は今年4月から拡大すべく新たな在留資格を設けることとしております。現在介護現場で就労できる外国人としましては、六つの条件が定められており、その条件にあてはまる方が在留資格のある外国人ということで、就労ができるようになってくるわけでございます。受け入れ側としましては、日本語ができる外国人であれば問題が少ないとは思いますが、コミュニケーション力、または対応するための会話のできるスタッフ、あるいは日本語教育などが必要となってくるのではないかと考えられます。

また、外国人介護人材の受け入れなどにつきましては、県が委託をして外国人受け入れに関する相談や受け入れ準備に係るアドバイスなど、こういったことを無料で相談窓口を開設しているところもありますので、事業所の中で今後、外国人労働者の受け入れを考えているところがあれば、窓口の紹介などをしていきたいと考えております。また今後におきましては、どのような支援ができるのかその対策については、将来的に介護支援者の人材不足のことも懸念されることもありますので、外国人労働者を受け入れる事業所などからいろんな意見を伺いながら、どんな支援策ができるかを考えていきたいと考えております。

これも方向性としてしましては、次期の介護保険計画、8期計画の中で検討していければと考えますし、国、県などにも外国人労働者の受け入れに対する支援の要望などをしていきたいと考えております。以上、梅田議員からの答弁とさせていただきます。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 3 番 何より命に関わるということで、皆さんも明日は我が身ということになってくると思います。やっぱり早期かつ慎重に今後に対応が、この件に関してはなされていくということを希望して質問を終わります。

○ 議 長 引き続きまして、4番 服部圭子君の質問をお願いします。

(4番 服部圭子君)

○ 4 番 それでは議長のお許しをいただきましたので、私は今回一問一答方式ということで質問をさせていただきます。町民の方には一問一答方式というのが、今回から始めてですので、少しそれについても説明させていただきます。何度でも議員

の方が質問をできるということで、30分の時間を設けていただきまして質問できるものです。

それでは私の質問に入らせていただきます。子育て・若者世代の定住促進をするために、消防団活動の発展的改善はということで質問させていただきます。白川町消防団の団員の皆様はじめ関係機関の方々には、町民の安全と安心のために日々ご尽力いただき本当に感謝申し上げます。消防団活動は、子育て・若者世代の方々が主な団員であります。消防団活動について、その若い世代の団員の方々やそのご家族の方に、ご負担になっている部分があることを以前から耳にしておりました。若者、子育て世代の定住は、白川町にとっては最重要課題として取り組むべきであることは、言うまでもありません。消防団を担っていただいている男性の方々やそのご家族が白川町で住んでいて良かったと思えるよう、時代に合わせた改革をしていくのが私たち年配者や行政の役目でもあると思います。団員や家族の悩みをなるべく早く改善し、消防団活動を充実感や意欲をもって続けていただけますようお願いしたく、町に質問をさせていただきます。

まず1番目には、操法大会について質問いたします。操法大会の練習が夜間のために、子育て中の家族の方々は、訓練中何日もお母さんひとりで子供をお風呂に入れて寝かせつけなくてはならなかったというような話を聞いています。同居家族というのは少なくなっていますし、おじいさん、おばあさんがいる場合でも見てもらえとは限りません。中には、練習の間お子さんと奥さんと、遠方の実家に帰っていたという家族もあります。以前、団員が多くいられた時代には、小さいお子さんを持つ団員は訓練を配慮されていたとも聞きます。しかし、これだけ若者人口が減っている中、それも簡単ではなく、選手メンバーの確保にはどの団も苦労されているとお聞きします。また、岐阜にイジューのテレビ放送でも、操法練習後の帰りが遅い日が多く、お酒を飲んで帰り、夫婦げんかに発展するという場面も記憶に新しいと思います。操法大会について、このような若者や子育て世代の悩みをきっと把握されておられると思いますが、どのように改善されようとしているのかを質問いたします。

○ 議長 答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 佐伯正貴君)

○ 総務課長 それでは4番 服部議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、今回ご質問をいただいております消防団という組織についてですが、消防組織法第9条に基づいて設置されている消防機関であり、団員は町長の承認を得て団長が任命するということになっています。

次に、本町の消防団の現状について少しご説明させていただきます。地域防災

の要となる消防団は、地域住民の生命、財産、身体を災害から守るため、献身的に仕事を持ちながら昼夜を問わず、重要な役割を担っていただいております。平成30年4月現在の団員数でございますけれども、消防団員345名、機能別消防団員が46名の合わせて391名で組織しております。消防車両が、消防自動車3台と小型ポンプ付き積載車23台の26台ということで配備しております。その活動内容でございますけれども、火災、災害対応をはじめとしまして、水難救助、行方不明者の捜索、大雪時の除雪や地域行事への協力など、大変多岐にわたっております。

最近では、各分団とも団員の確保に苦慮しておりますけれども、消防団員のOBの方に協力を求めて、第3分団を除きまして、平成25年度から順次機能別消防団員として、緊急時の火災出動や災害時の活動にご協力いただいております。特に、本年度、昨年でございますけれども集中豪雨や台風の発生が多く、白川・飛騨川の増水、土砂災害によりますそれに対しましての警戒ですとか避難誘導、また、火災発生による出動など、例年以上に大変多くの出動をいただいております。有りがたく思っております。服部議員におかれましては、消防団の必要性については十分ご理解いただいているものとさせていただき、ご質問に対する答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

毎年5月下旬に行っております町の消防操法大会でございますが、平成31年度には第50回目の節目の年を迎えます。操法大会は、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、火災の鎮圧にあたって迅速かつ適切な消防活動を行うことを目的として開催されておまして、町大会、郡大会、県大会を経まして、最終的に全国大会まで通ずる大会となっております。この操法大会でございますが、先ほど申しました本来の目的のほかに、その大会に向けて団員が一同に集まり、様々なことを相談できる場であると思っております。普段の生活では中々顔を合わせる機会が少なく、また、年齢も10歳以上も離れた者どおしが、一つの目標をやりきるために協力することで、地域のことを知って、親密な関係を構築できるそんな良い機会であると思っております。地域で気軽に声を掛け合え、また助け合える、そんな関係を構築するためにも有効な場であると思っております。いざ訓練を実施しますと、参加するからには大会で良い成績を収めたいと思うようになり、訓練に熱が入ってくるのも当然のことかもしれません。しかしながら団員数が減少致しまして、また職場も遠方である団員も多くなってきており、過度な訓練期間でございますとか、夜間遅くまでの訓練が団員でありますとか、家庭にも負担になることもあろうかと思っております。今後の大会運営につきましてですけれども、訓練期間ですとか操法大会への出場のあり方、そういったことも合わせまして、消防団と検討しながら負担が軽減できるような改善について模索

していきたいとそういうふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○ 議長 再質問はありますか。

はい。

○ 4 番 ありがとうございます。質問です。操法大会というのは、消防団にとりまして先ほど技術、指揮、操法の基本技術の習得という面で必要だというふうにおっしゃられておりましたが、操法大会は消防活動の中では、昭和23年からずっと続けられているというふうに私の方では調べさせてもらったんですけども、この大会には絶対に出場しなければいけないというような位置づけなのでしょうか。

○ 議長 総務課長。

○ 総務課長 先ほど答弁でも申し上げましたが、操法大会、消防協会の中で行っております。全国の消防協会がございまして、その中に県の消防協会がございまして、郡の消防協会がございまして白川町消防団、その協会の中の1団としております。その中で全国大会までであると申し上げましたけれども、それぞれの町村の消防団員が勝ち上がっていきまして、最終的に全国大会までということで、本町におきましては、この5月の時期において操法大会を行うところへ向けてこの春から新入団員を迎えてその中で操法の訓練をしておりますけれども、全国的な中では本当にその組の中で1位、2位というようなところについては、1年中操法をやっているような消防団もございまして。そういった中でうちはその時期だけということでやっておりますけれども、その操法大会に出場しなければいけないかどうかということですが、絶対でなくてはいけないということはございませんけれども、その協会の中の1団として白川町消防団がございまして、その中の消防操法大会という行事の中での合わせた訓練でございまして。

先ほどその目的をいくつか申し上げましたけれども、その技術の習得も主ですけれども、本当は機械を使うことで一番怖いのは消防団員の怪我です。怪我でありますとか、それによっていろんな障害がおこったりとか、相手の方を傷つけたりとか、特にそういうことが多いものでございまして、そういったことがないようにということで、本人の技術は元より、その本人さん、周りの方が怪我等負わないようにということで、間違った機械の使い方をしないようにということの訓練もその中で修得するというところでございまして。いきなり有事の時に出て行ってなかなか使うことが出来んもんですから、その訓練の中で何日か機械を触りながら、操法のやり方を学びながらそんな中で火災の時の対応を学んでいくということでやっておりますけれども、その大会に向けてやっていく一つの目標が大変また大事なことはないかなと思います。ただその先ほどの訓練の期間等におきましては、負担のこともございまして検討したいというふうに考えております。

- 議 長 再質問はありますか。
- はい。
- 4 番 この操法大会に際しまして予算がですね、少なくとも178万円ほど郡大会旅費、記念品等が出ています。そういうこのお金がですね、効果的に先ほどの例でおっしゃったいろんな訓練場の怪我防止ですとか、そういった効果として178万円というのが見合っているんでしょうかということもお聞きしたいと思います。と言いますのは、操法大会の大会のための練習となっているですとか、訓練による効果が少ないというようなことが消防庁の調査で指摘されていると聞きました。平成20年から行われていますので、協議内容も現代には合っていない部分もあると思いますし、また救急を取り入れていたりとか、そんなことも聞きました。基本操作というものは、短時間で効率よく修得できるようにして、現場でもっと応用できるような中身の習得方法というものに変えていくということも必要なのではないかと思います、金額との効果、また操法大会の訓練による防災的な効果というものについてお聞かせ願います。
- 議 長 はい、町長。
- (町長 横家敏昭君)
- 町 長 まず178万円の件でございますけども、これについては当然器具等もいるわけですし、それと郡大会へ向けての出動の為の交通費だとか、いろんなものがあるという形の中での予算を組ませていただくわけでございます。これは郡大会ばっかじゃなくして、町大会の大会におけるいろんなもろもろの、例えば水道だとかの代金でございます。
- その効果ということでございますけども、そもそも何のために訓練をやっておるかという、私どもは訓練はとにかくやっていたかなければ、消防団の使命というものは救助者の検索、人命救助等といったそういう項目があるわけですが、それを確実にできるのか、しかも危険に身をさらしてということですので、まず第一に気を付けていただかなければならないのは、団員が自らの身を守るその訓練をしなければいけないということです。その訓練をしないのが、消防団として現場へ出るというのを我々が一番危惧するところでございまして、訓練をお願いしておる根本はそこでございます。
- 操法のその訓練はそれにすぐ身についているかということでございますけども、私も30年消防団員をやらせておっていただく中で一番思いますことは、本当に現場に行った時に、その訓練が身に付いておったかがよく分かる例というのがやっぱり火事現場へ行った時の、その上からの指示だとかそういう判断力という、もう一つは器具の扱いの中で大きな、一刻を争う時に筒先を逆に持って走ったりとか、そんなようなケースがあってはならないという形も当然

あるわけですが、そういった状況の中で訓練をさせていただいております。

ご承知かと思えますけれども、去年1分団が郡大会に出てくれました。その席で分団長に、非常に私が感動するあいさつを聞きまして、消防団というのはこんなことを思っと思ってくれるんかということで、本当に感激したことが、多分議員さんですのでその場に居られたんではないかと思えますけれども、その分団長は、我々は地域に住んでいるんだと、しかもいろんな役をいただいております、一生懸命地域を盛り立てようとしておると、操法で団員に対してのあいさつですので要員の皆さんはそれを十分理解しとってこの操法に参加をしておっていただいて、しかもこんな立派な成績を残してくださることに対して本当にありがたいという形であいさつをされたわけでございます。そんな状況の中で、しかもその分団長は先輩、いわゆる先人がやってくれたその順送りだと、恩の順送りじゃないかというようなところまで言及をされたというふうに私は記憶しておるわけですが、そういったものが地域、いわゆる先ほど地域の活性化だとかいろんな話をされるわけですが、その根本というのがそこにあるんではないかなという思いを強くしたわけですし、消防団員の消火だけが消防団員の活動だけじゃなくして、本当に地域を担っておってくださるとい、それに対して私どもは報いていかなければならないという思いでおるわけです。その中で私どもの時もそうでしたんですけれども、出来るだけ訓練を効果的にしようじゃないかということで、その世代によってそれぞれが勘考されております。今、お聞きしますと各大会においては、期間も限定して1週間なら1週間だけだという話しをされておるわけですが、現実にその1週間が守れとるかどうかは別として、ほぼ1週間以内の中で競技をされておるといふに伺っております、その中で如何に短時間で効果がでるかというような訓練をされておる、それくらい努力をされておるといふことでございます。そのことは本当にご承知かどうかをお聞きしたいなと思えます。

○ 議長 質問。

○ 4番 操法大会について続けて質問させていただきます。このような操法大会は、団員自身の命を守る事であり、そしてそこに出て、今までずっとやっておられることについては、私も十分に感謝しきれない面でありまして、私自身は実際に消防団に入っていないので、外部の者として十分そのご苦勞が分かっているとは言い切れることはできませんが、消防団の活動についての理解と感謝と尊敬、そういったものについては議員としてもそうですが、一町民として持っているつもりですので、その辺はお伝えさせていただきます。

その上で私は今回、子育て・若者世代の方たちが、やはり操法大会での苦しい事情を訴えてみえるということの前提でちょっとお伺いしております。この

操法大会の中で訓練が大事だということをお伺いしましたが、例えばですね、人数が少なくなっているので、子育て中の方々は家で奥さんが、先ほど最初に冒頭にも申しあげましたけども、実家の方に帰っているということがあったりします。今私たちの時代には、お父さんの子育て参画も非常に重要です。夜の家庭の時間を短期間とはいえ、家族の理解が十分にされた上でしたらなんですけども、岐阜にイジューにもありますように、家族の方々の理解が得られず我慢していたり不満があったりということの前提で、やはりお父さんが、お父さん自身は消防の活動に対して一生懸命されているということはあるかと思いますが、その点での理解がなかなか得られていないというのものもあるかと思いますが、これは私たちが、とても重要なこととして考えていかなくては行けなくて、それについても1週間とかそういった期間を決めて、なるべく負担がかからないように努力されているということは何って認識はさせていただきました。

そこでですね、操法大会には子育て中の団員の方は免除できるような、例えば5分団、白川町はとても人数が多いですが、5分団という分団を抱えています、そこを例えば競争という、大会出場のための競争ではなく、オール白川の1チームにするですとか、そんな形で、やはり人数が減って若者の人口が減っている中で大会の在り方を、今考えておられるということでしたが、そんなようなことを考えていっていただくのがいいのではないかと思います。そういったふうに検討されているということですが、その検討の仕方のところですね、団員の方々の実際の思いを聞いていただくということについて、再質問させていただきます。

思いを聞いていただく時に、やはり、これはある調査なんですけども、実際に匿名でアンケート調査をとったと、そういった時に家族が犠牲になっていると答えた方が、これは100名余りの調査らしいですけども81%、又は非常に辛い、名誉ではないというふうに答えていた方が82%あったという、それは全く白川町ではありませんけども、そういったやはり言うに言えないような思いはあると思います。ですので、まずはそのような実際は、自分はそういう大会は辞めてほしいとか、そういった声もありますので、匿名のアンケートを団員の方々にとっていただいて、その事実の確認をした上で、操法大会の在り方や回数、それから方法などを見直すというような方法をとっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 議 長 町長。

○ 町 長 アンケートにつきましては、いわゆる匿名でアンケートをとらなくては行けないような、今消防団がそんな雰囲気なのかということをもまず疑問に思うわけです。今私ども話を聞いてますと、消防団の皆さん、操法の後、本当にいろんな

話をされるというふうに聞いてまして、その中で改良されるべきだというふうに思いますし、中にいろんな話を聞いてますと、消防団をやりたくないから移住するとか、いろんな思いがあるというような話も聞いておるわけですが、私どもも今一番提案してますのは、先ほど移住のテレビ番組、ちょっとあれは誇張した部分もあるわけですが、その中で特に、団員の皆さんは先ほど言われたような通りですが、今消防団員の家族そろっているような、例えば要員の家族の人達とそういうコミュニケーションをとろうというような、そんな動きもあるわけですから、是非そういった動きの中でそれぞれの意見を聞くような場を作っていたらいいかなという、そんなふうに思うわけですが、それから最初のところにありましたように、我々は1週間やと訓練の日を決めておるわけですが、その中で更に短くできる部分、それから夜間照明を使っていますから、夜間照明が切れる時間というのも大体決まっているわけですから、その時間を有効に、切れたらすぐ止まるような、それぞれの分団の中で話し合いができるそういう雰囲気のものをつくっていきたいというふうに考えております。

○ 議 長 総務課長。

○ 総務課長 訓練の期間の話が何回も出てきてますけども、基本的に20日以内ということで進めておられます。今までもその20日以内の中で進めておりますけども、その日数が適正かどうかということもありますし、その中に他のところの分団の中では、それ以外に自主練習というのがありますので、その辺の負担も合わせながらその期間について検討したいということをお願いいたします。

○ 議 長 再質問。

○ 4 番 先ほど佐伯課長がですね、親睦を持ったりだとか、先ほど町長もその後の交流ということが言われています。ですが、それについては、実際は確かにそれはありますし、でもそれは例えばスポーツのいろんなことで一緒にやればそういった親密な関係はできます。この消防団というのは、消防団に入ってるじゃない方もおります。また、女性たち、若者定住の女性たちは入っていません。そうすると、この若者時代にそういった親密な場は、もちろん全くないというふうにしろということではありませんけれども、そこで操法大会の目的が親密になるということが目的であるという点については、それは別の話しではないかと思えます。他に若者たちや他に入っていない方や、それから女性たち、そういった方々との交流は、別の意味でこの町では進めるべき課題だと思いますので、その親密という点ではありますが、それが操法大会の目的ではないということで、操法大会の意味というものについては、疑問視する部分も私もあります。というのは、悩みというものに対して、今の分団の中で話し合っという

ことがあります。町長は先ほどの別の方の質問で、第6次総に向けて町民とみんなでやっというか、みんなで話し合っというかを提唱されました。やはりこの操法大会が、もしも悩みの一番の重要な一つであるということは聞いて、団員の方々から聞いてはおりますので、実際にこの操法大会について簡単なアンケートでもいいですので、やはり匿名で事実として、文章として、字として皆さんにとるとい、その原因のところを見つけないと、この操法大会はよりみんなにとっても楽しい良い操法大会になっていかないと思います。もう一度、操法大会についてやはり匿名のアンケート、また検討されているという内容について、団員の意見を一人ひとり聞いていくと時間がかかります。ひとつの簡単なアンケートで結構ですので、匿名のアンケートを必ずとっていただくということについてももう一度お願いしたいですが、質問します。

- 議 長 町長。
- 町 長 アンケートの件につきましては、私は、町としてはとる意向はございません。
- 議 長 総務課長。
- 総務課長 先ほどの親睦の件ですが、消防以外の部分でも親睦を図るところがいろいろある、なければつくりなさいというようなお話でございましたけども、消防団の一番違うところというのは、大体のこのサークル、例えばスポーツでありますとあまり嫌いな方と一緒にやることはないと思います。嫌いな方という用語弊がありますが、例えば年が離れた方、普段まったく付き合いの無い方、各分団、各それぞれ地区ございますが、その地区の中でも普段は会わないような方もいると思います。PTAとかで会われる時の団体であるとか、いろんな団体がありますけども、消防については本当にその地に住む人にとっては特殊なそういう関わりを持てる場であるということをおもっております。いくつになってもその時に付き合いのあった方、その時の自分の上長であった分団長であったりとかそういう方同士の付き合いというのは、大変深い物があると私はこの所に住んでおっと思っております。いくつになってもその時に付き合いのあった方についてはお願いすることもできますし、そういったところでフォローもしていただけますし、そういった絆をつくるためには消防団というのは他のところではなかなか得ることのできない組織であると思っております。
- 議 長 再質問。
- 4 番 では、次の質問もいきたいですが、もしも子育て世代の方が出たくない、それから家庭の不和というようなものに繋がったというようなことがあるとするとですね、それは組織の中での上司に逆らえないというようなことが有りがちな今の世の中ではパワーハラスメントといった面にも繋がるというふうにも思えなくもありません。ですので、町としては匿名のアンケートをとるような気が

無いということですが、団で考えていく時に匿名のアンケートをとって、事実としてやっぱり吸いあげる努力をしていただくように要請することについてはお願いできますか。

○ 議長 町長。

○ 町長 はい、これは団の意向にお任せをするものでございます。

○ 4番 では、次の質問に移らせていただきます。

報酬についてお聞きします。消防団への報酬についてですが、消防団員には予算で各個人に報酬が組まれております。各団に入り、分配されていると聞きますが、個人には入ってこないところが多いようです。団員の方からこんな話を聞いたことがありました。そういうお金が出ていることを知らなかったし、自分はお酒も飲まないし、報酬があるのだったら少しでも家族のために使いたいとおっしゃっていました。

美濃加茂市では、今年から市が直接報酬を振り込むと聞いております。白川町もそのようにしてはいかがでしょうか。そして、団の活動にもし必要な経費が団にあるのならそれをしっかりと団に予算化して必要経費は出すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○ 議長 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 質問の内容で確認をしたいことがあるのでよろしく申し上げます。団の活動に必要な経費が、その団に予算化をして必要経費は出すべきということでしたけれども、団の中の収入とかをいろいろ町の方とか他の分とかありますが、その部分を団の方が予算化するということなのか、そこで必要な分は全て町が出しなさいという意味なのか、その部分をちょっと確認したいですが。

○ 議長 長 はい、服部議員。

○ 4番 団の訓練等活動交付金という形ででも団にはお金が出ていると思います。今、個人のお金を団に町の方から入れて、それが個人の方に配分されているとかされていないって部分だと思います。その使うお金で、団でどうしても必要なものがあればそれは団に入れる、この平均42,000円が払われているんですが、それでもそれが個人にいくと使えない、団として使えないというようなものがあれば、それはきちっと団にお金が支払われるべきではないかという意味でしたが、お答えになってますか。

○ 議長 長 いいですか。

○ 総務課長 では質問いただきました報酬の部分について、お答えいたします。報酬につい

てですけれども、本町の方では消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例というのがございまして、その12条の中で団員には、階級に応じて報酬を支給するというように示しております。その支給方法については、条例等には特に明確なものはありませんが、ご質問にありましたように美濃加茂市では平成31年度から個人払いに変更する予定でありまして、それ以外の可茂管内の町村については、今まで通りの支払いの予定であると聞いています。

団員報酬につきましてですけれども、各それぞれの分団の会計担当者の方が、会議の賄いですとか軽微な機材購入ですとか、慰労会というものにあたります部分を団員報酬、それから先ほど申されました訓練交付金、そういったものを原資として管理いただいております。

行事ごとにそれぞれの徴収を行う、その時の会費のようなものですね、そういったものを徴収を行うといった会計の複雑化を避けるために、今は分団の一括管理にしたいという考え方からこの方法を採用してきたという経緯がございます。個人に団員報酬を支払いして、その後徴収する方法にするか、また団の方に直接支払う方法にするのかというところでございますけれども、適正な会計処理が行われるようということが第一条件でございますので、その管理をしながら良い方法を今後消防団と相談して検討したいと考えております。

また、この報酬とは別に車輛整備に対します報酬、それから火災等の出動に対します出動手当、先ほどの訓練等出動交付金、そういったものも消防団の活動に必要な経費について、町の方では予算化をしまして支出しております。それ以外には退団される際のその慰労に対します退職報償金、こういったものも応じて支給しておりますので、よろしく申し上げます。

- 議 長 再質問、はい。
- 4 番 そうですね、郡の練習、訓練等ということで、全体では640万円ほど、5つで割りますと約120万円、そして団員報酬が全体で1,870万円というのがあるというふうに思っておりますが、この団員42,000円です、団長は156,000円、それも全て個人には渡ってないということが今回わかりまして、本当にボランティアをやってらっしゃって、全く個人には公務員、非常勤特別職の地方公務員であり、非常備消防機関としてやっていただいている方に

渡っていないというのは、ちょっと驚きだったんですけど、それについて渡していないという、渡さない理由というのはどのようなものなんでしょうか。

○ 議 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 先ほど少し過去の経緯等申しましたけども、分団の方でいろんなことをされる際の必要な経費を、分団のその団員さんから会費を取って賄っていくという方法もあると思いますけれども、それをしていくと会計さんも大変煩雑になるということと、こちらかわ直接払って個人にまたバックさせるのかどうかというところで、分団で一括でということ、今までの経緯でこういうことになってきたと思われま。もうずっと昔からですので、その時の経緯でなっております。

後、分団その個人の団員さんに支払いをするという際になりますと、少し問題になってきますのがその団員さんが、1年間の報酬ということで年額で決まっておりますので、1年間に消防活動に参加されなかったということも中にはあるかと思われ。それは本当に出たくなくて出なかったわけではなく、仕事の都合で1日も出ることができなかつた場合とか、少し遠い所で仕事をされているとかそういうこともあるかと思われ。そういった際の報酬をどうするかとか、後それぞれの状況の把握の報告をしていただくとか、そういった手間もあると思われ。その辺のクリアもしていく必要があると思われ。ですので町として特に個人に払いたくないということとはございませぬが、事務手間としてはどうしても今の5つの分団と本部、6つに分かれておりますけども、それを300何某かのところに振込をかけないかんもんですからその手間はどうしてもありますが、それはこちらの事務の話だけです。構いませんけれども、分団側、それぞれの消防団の分団側の方としては、少し会計さんの方の手間はかかってくるかなと思われ。その辺の調整をちょっとする必要がございまして、31年度でその辺のところをもっと分団のほうと調整をしながらどうするかを検討したいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議 長 再質問。

○ 4 番 この報酬については交付税として一人36,500円が年間であるというのをお聞きしました。また団によってはプールして使ったけれども団で残った場合には、それを個人にまた分配するという、そういった団もあるそうですので、1人につきこのような報酬が出ているということを団員の皆様にももう一度周知して、それをどのように使うかということも含めて、団の方々へやっぱり欲しいと、欲しいといひますかやっぱり個人に払うべきだというような話し合いがもたれましたら、その区別がなかなか全体の中ではプール

してしまうと、使われたのか使われないのかというところが分かりにくいと思いますので、その辺の会計が明瞭になるような形で団員の方々にも報告がされるよう配慮をお願いしたいと思います。

○ 議 長 総務課長。

○ 総務課長 ちょうど今交付税の話がでましたので、少し交付税の事だけ触れますけれども、多分交付税の載っております基準の消防団の報酬を見られたかと思います。あちこち載っておりますので、その報酬の額よりもうちはかなり高い金額で交付支払いをしております。更に交付税の方の単価で入ってきますところが、10万人あたり全部で583人の団員ということで算定されてます。うち勿論人口10万人おりませんので、そこから緩和していきますと100人ほど団員の数で実は交付税がきておるという状況です。それプラス更に単価も年額を高め、管内でも高い方でございますけれども、そういった中でお支払いしておりますので、団員報酬が低いということは無いかと思っておりますけれども、そういった中で交付税プラス他の財源を充てながらお支払しておるということだけ説明させていただきます。

○ 議 長 はい。

○ 4 番 答弁いただきまして、よく分かりました。一人に36,500円だと400人だとすごい額になりますけれども、そうでは無いと。100人ということですね。その中で42,000円という、他の地区は20,000円ですとかそんなふうに私も調べたところありまして、白川町とても多いなあというふうに思いました。ですからより一層個人の方にも渡るようなふうに行けるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、私の持ち時間が12分になりましたので、3番目の質問にさせていただきます。

消防団活動はスポーツとは違いまして、好きな人が好きなだけ行うものではなくて、町の安全安心のために団の命令に従って活動されるものです。プロであります消防署が駆け付ける前の初期消火に当たるとはいえ、ボランティアとしての危険な役目です。また、災害の多い昨今では、災害時出動が常態化しています。プロの消防士が身につけているような、隊員の命を守るための技術や、災害時救助について等の研修についてどのように行っているのか、また今後の計画について質問いたします。

○ 議 長 はい、総務課長。

○ 総務課長 それでは質問にございます研修等について、お答えいたします。研修でございますけれども、消防組織法の中では消防の任務としまして、その施設及び人員を

活用して国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、水火災、地震等そういった災害から防除し、これらの災害による被害を軽減するほかに、災害等による傷病者の搬送を適切に行うというような内容がございます。

本町は大変広大な面積を有しております、ひとたび火災や災害等が発生しますと、消防署から遠い地区においては、その地域を守るのは消防団員だと考えております。しかしながら、専門的な知識を有します消防署員のレベルまでは、なかなか消防団員の能力を上げて、災害の最前線で活動させるということには無理がございます。まずは自分の身を守って、火災があれば延焼を抑えて、地域住民を守る、そんな消防団員を目指すように訓練を実施することが必要ではないかと考えております。そのための訓練の1つとしまして先ほどの操法大会があるということがございます。それ以外の部分では、防災訓練でありますとか夏季訓練、普通救命講習会などの団員の資質向上に向けた研修会も、あまり外には分かっているところもあるかもしれませんが、消防署とは消防団と一緒に訓練をやっているということもございますので、ご理解いただければと思います。

○ 議 長 はい。再質問ありますか。

○ 4 番 研修負担金が26,000円ということで、非常に少ないなと思ったものから。

それから消防学校からの派遣などもされているというようなこともお聞きしています。やはり阪神淡路大震災から防災時の出動、地域の防災の中核としての消防団ということがありますので、少しホームページ等を見ていますと、例えばチェーンソーの使い方ですとかそういったものも消防の訓練の中で身に付けていく事、また防災士の免許をとっていくこと、IT化の研修ですとか、そういった様々な時代に合った研修をされて、より自信をつけられ地域に自信を持って出て行っていただける。一番はご本人の怪我ですとかそういったことを守るための研修をされている面も重々あると思いますが、今後とも更にそういったふうに予算もとって、目的をもって力をつけていただきたいと思います。そういった自信をもっていただくことで、私たちも本当に尊敬と感謝と、それからカッコいいお父さんというような消防団員の方々が人材としても育成されるというのが消防の場でもありますので、今後ともよろしく進めていただきますようよろしくお願

いたします。

○ 議長 町長。

○ 町長 当然、幹部になりますと消防学校への、部長さん以上は消防学校へ入学という
ようなそれもありますし、一番私ども願っておりますのは、防災士を少しでも増
やしていただくような、そのための助成もしておりますし、各自治会ごとに防災
士の皆さん方を増やしていきたいなという思いです。

消防団の活動というのは決して現場だけではないということもご理解をいただ
きたいわけですし、出して消すより出さぬが手柄というのが消防団の一番の使命
でございます。予防消防に努めるように努力をして参りたいというふうに思っ
ております。

○ 議長 次の質問。

○ 4番 それでは次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、町民と環境を守るために、グリコサホートを主成分とする除草剤、
商品名ではラウンドアップと言います。その使用を自粛することについてお尋
ねします。

まず、グリコサホートを主成分とする除草剤の人体環境への影響を検証するた
めに、世界の動きを紹介させていただきます。1番、2018年この夏です。8
月10日アメリカカリフォルニア州では、ランド整備員として働いていた男性
が「癌になったのは除草剤ラウンドアップが原因である」として、メーカーのモ
ンサント社を訴えた裁判で、モンサント社に対し約2億9千万ドル、約320億
円の支払いを命じる判決が下されました。オランダ、フランスは即刻これを受け、
グリホサートの使用を禁止、ドイツ、イタリア等33か国が2、3年以内に禁止
することを発表しています。また中国では輸入小麦のグリホサート残留基準を0
.2ppmまで厳しくしました。世界保健機関WHOの外部組織である、国際がん
研究機関は、2015年にラウンドアップの主成分グリホサートを「発がん性
がある可能性のある物質」と指定しました。このような世界の動きを知り、私は
日本の実態に無関心ではいられなくなりました。

ところが日本では、2017年12月25日にグリホサートの残留基準を緩和
し、小麦では5ppmを30ppmに6倍に緩和、作物によっては400倍に緩
和されています。また、日本の大手製粉会社3社の強力粉等からグリホサートが
検出されています。グリホサートは5.2ppmの薄さでエビが死ぬことが明ら
かになっており、輸入小麦によるパンや麺類などの人への影響も心配です。また、
グリホサートの使用基準のほうも緩和されており、麦、大豆については、収穫前

日まで除草剤ラウンドアップが使用できるようになっており、その影響も心配されます。このようなことから、私は、使用基準をそのままのみにしていると、人や環境に悪影響が出てしまう恐れがあると思いました。少なくとも、日本の基準緩和は、国際的には異例で、人と環境を守る方向とは逆行しているのではないかと思います。

アルゼンチンの話ですが、除草剤ラウンドアップの農薬をまいている畑から200mに住む集落では、農薬の影響で、先天性異常の子供たちが生まれている報道を知りました。また、安全な食べ物を子供たちに食べさせたいという団体を立ち上げたアメリカのお母さんの子供さんは、アレルギーと自閉症が、グリホサート使用されていない小麦や大豆に変えたところ、良くなっていったという経験から農薬がおかしいと気づいたそうです。私自身、有機農業を30年しております。きっかけは淡路島の猿の研究で、先天性施肥が出ていたことが、農薬で原因であったり、子供のアレルギーでした。アレルギーが食べ物の農薬と関係していることを知り、苦しみを軽くするために無農薬の食べ物を子供たちに食べさせたいという私自身の願いからでした。

そこで、質問です。グリコサート除草剤についての国際的な動きを確認し、情報を得て緩和された基準をうのみにせず使用については自粛すべきではないかと思いましたがいかがでしょうか。

○ 議長 はい、農林課長。

(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長 それでは4番 服部議員の1つ目の質問の方にお答えさせていただきます。

グリホサートを主成分とする除草剤の自粛についてですが、国際的な動きについては、インターネット上に様々な情報があげられていることは承知しています。規制については、いくつかの国において実施をしたり検討したり、全面禁止もあれば、都市や区域、使用する方を限定した規制もあります。また、公的機関の評価として、国連の世界保健機関の下部組織である国際がん研究機関が、ハザード評価によりグループ2Aの「恐らくヒトに発がん性あり」としたのに対し、同じ国連の下部組織であるFAO/WHO合同残留農薬専門会議がリスク評価により「食を通じてグリホサートがヒトに対して発がん性のリスクとなるとは考えにくい」としています。ハザード評価は有害の可能性を、リスク評価は使用方法や量を考慮して評価するものであり、ハザード評価では「ヒトに発がん性あり」とするグループ1に分類された事例としては、太陽光線やアルコール飲料といったものもあります。日本においては内閣府に所属する食品安全委員会により、科学的知見に基づいた客観的かつ中立公正なリスク評価が行われており「神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺

伝毒性は認められなかった」と結論づけられています。

以上のことよりグリホサートを主成分とする除草剤については、国において安全性が確認された薬剤として適正な使用に努めていただくことをお願いしていくこととなります。自粛については、除草をされる方の判断や、地域内で話し合いにより判断いただくことが適切であると考えています。以上、回答とさせていただきます。

○ 議長 はい、再質問。

○ 4番 非常によく調べていただいて、今後ともそのようなアンテナをしっかりと張っていただき、基準を守る事、そういった点について更に指導の方をよろしく願いいたします。

2番目の質問をさせていただきます。

小中学校や保育園のグラウンドでは、農薬使用は禁じられていますが、やむを得ない場合もあると思います。また、お墓や、道路わき、家の周りの除草剤使用も行われています。ホームセンターにはラウンドアップ除草剤は大量に販売されており気軽に手に入りますので、致し方ないのですが、農地以外に使用する場合には、非農耕地専用除草剤として、食品添加物由来のものが販売されておりますので、人や環境を守るために選択肢として、町民にも情報提供していただきたいです。少なくとも白川町の管理する施設での使用は、グリホサートを使用しないようにし、人や環境を守るためにこのような農薬に変えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長 はい、農林課長。

○ 農林課長 それでは2番目の質問についてのお答えをさせていただきます。教育施設における農薬の使用に関しては、児童が授業を受けている時間帯を避け、使用に際しては、保護者や周辺住民を含め周知や安全対策等を十分に実施するよう国から通知されております。お墓や家の周りなどの民地に関しては個人の判断、公共用地であれば、国県市町村の判断により、除草の方法を選択することになります。除草剤の選択については、行政で特定の除草剤を推奨することは難しく、また、登録農薬でない非農地専用除草剤については安全性を確認することは難しいと考えています。除草をされる方の判断や、地域内で話し合いにより判断いただくことが適切であると考えています。白川町の管理する施設の除草については、多くは職員や地域のボランティア、PTA、シルバー人材センターなどによる草刈りで行っています。しかし、中には部分的にボランティアの判断で除草剤を使うことがあったと聞いています。町としてはなるべく安全な方法による除草作業をお願

いするように努めていきたいと考えております。

○ 議 長 再質問ありますか。

○ 4 番 再質問ありません。次に3番目の質問に移りたいと思います。

白川町の農地はほとんどの場合民家と隣接しています。人や環境に配慮するために、農業での除草剤使用をグリホサート以外の代替除草剤の情報提供をするなどし、自粛を呼び掛けてください。大豆については、日本では、除草剤の収穫前使用が許可されていますが、町で生産されている大豆はクリーン農業だと思えますので、収穫前散布をしていないとは思いますが、その実態と今後の方針をお聞かせください。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 それでは3番の質問にお答えさせていただきます。農業での使用においても前の二つの質問と同様に自粛については除草をされる方の判断や、地域内で話し合いにより判断いただくことが適切であると考えています。

集落営農組合での、大豆への使用状況については、県の指導も受け播種前処理除草として1回の使用があります。ぎふクリーン農業に登録していることもあり、3年に1回、農薬の残留検査も行っていますが、農薬の残留はないとの結果を受けています。今後についても県の指導も受けながら適切な農薬の使用をお願いしていくこととしています。

○ 議 長 再質問。はい。

○ 4 番 農薬の残留は無いということで、やっぱりそれらの豆はですね、豆腐になったり味噌になったりと、白川町の大切な大切な加工品となっていますので、今後とも農薬ですとかそういったものの使用についてはご努力を願うようお願いいたします。

ここでやっぱり草の対策について、除草剤というのが一つの手なんですけれども、私のところは有機農業をやっております、去年ですねスパイダーモアというのを導入しました。草刈りなんですけど、肩で掛けなくて、モーターが付いていますので両手で持って進んでいくというようなものです。または、有機農業では太陽熱でビニールを覆って、草を先ず、種を絶やしてそしてそこに人参を撒くというような方法があります。または草を見ずして草を取れというような、昔からの農家の方で、やっぱり草が出る前に消しをして草を抑えていけというような技術があります。この日本では雨が多いでするので本当に草との戦いというのが年中つきものなんですけれども、農業委員会ですら、このような防草のためのいろんな技術や知恵を出すような、農業技術を発展させるような場を持っていただき、より一層この白川町が環境と人にやさしい農業を進めていくんだということのた

めの、そんなような場を持っていただきたいなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○ 議 長 はい、農林課長。

○ 農林課長 農業委員会でというご提案をいただきましたけれども、農業委員会は基本的には農地法に基づきまして、農地の適正化と有効利用ということで活動をしていくことになります。

除草の方法については、やはり専門的な知識もいると思いますので、県の普及センター等のお力を借りながら検討していきたいというふうに考えております。

○ 議 長 はい。

○ 4 番 私が今申し上げましたのは、県の普及センターではそういう研究として上がってきたようなことも勿論指導していただくことは勿論なことなんですけども、やはり私たちの町には、集落営農で一生懸命農業をやってみえる方々もおり、または有機農業をやって、無農薬とか化学肥料を追及している方もおり、また家庭での自給のためにいる方もおり、やっぱり農業に対してとても愛着のある方々です。そういった方々を、やっぱり一緒になってこういう除草の方法を知恵を絞りあう、または教え合っこするというようなことで、農薬に頼らないような、少しでも楽になる省力の防草についての知恵を出すような、白川町のそれも荒廃地の場所を利用するための大事な仕事ではないかと思ひまして、農業委員会ではなくても、たとえば農業振興会のような組織で技術向上を話し合うとか、そういった面についての振興という面でも具体的に進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 議 長 農林課長。

○ 農林課長 今、農業委員会ではなくてというお話もありましたけども、とりあえずは今の農業委員会とかそういったところで検討するというよりも、いろんな農業者の話し合いの中で、そういう情報交換を通してその中でそういったことが広まっていくという形であれば、そういった情報交換の場を通じてそうしたことが広がっていけばいいかなというふうに考えますので、もしそういう場でそういうお話がでた時には話を聞くようにはしていきたいと考えています。

○ 議 長 はい。町長。

○ 町 長 この問題あるいはネオニコチノイドの問題も同じような事でございますけども、その中で今農業をやっておみえになる方たちと対立をするのではなくて、共存する場というのは絶対必要でございます。そういう意味合いにおきまして、集落営農組織等もございまして、そうした中での各営農組合ごとの勉強会というのも当然やってお見えになりますので、そういった中での情報提供をしながら、

決して対立という方向には持っていきたくないというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- 議 長 はい。
- 4 番 私も対立という言葉は一度も言ったことはありませんし、むしろ一緒になって少しでも減農薬を進める、実はゆうきハートネットというグループがありますが、そこがなぜ地元の方も一緒になってやったかというのは、農薬を減らすことで省力とそれから経費の削減ができる。そしてまた丈夫な稲も作れるんだっていうところに最初の目的があったからなんです。最初から無農薬っていうのをやるよりは、今の持つてる技術を利用して、減農薬していく、少しでも良いおいしい安全な物を作っていくことについては一緒だと思いますので、ですからより一層共存というんですか、一緒に知恵を出し合う場を持っていただきたい。それはやっぱり今白川町で農業の発展を進めるためにはとっても大事なテーブルだと思いますので、そういうテーブルを年に1回でもとにかく持つて頂くように、環境と人を守る農業について話し合いの場を持つて頂くようお願いしたいですが、いかがですか。
- 議 長 町長。
- 町 長 今、服部議員さんのおっしゃることも、多分集落営農の皆さんの思いも一緒ですけども、先ほど対立という言葉を使わしてもらいましたが、服部議員さんは対立というふうに思っておみえになりませندろうと思えますけども、例えば今回グリホサホートを使わないというようなことをこちらから申しあげますと、どうしてもこれは対立になってしまうということです。じゃあグリホサホートを使わなくてもいいような物の提案をしていくというのが大事なことだというふうに思ってます。そういった場を設けるということは必要だというふうに認識しております。
- 議 長 はい。
- 4 番 ありがとうございます。そういうものを使わないでも、でも仕方なく使う場合は基準を守ってですし、そういうものを使わないでいく人と環境にやさしいそういういったものをアピールできるような白川町の農業を進めていただきたいと思いますが、再度そういう点について進めていきたいと思いますが、1回くらいは会議を持つということでお聞きしたいですが、よろしいですか。
- 議 長 はい。
- 農林課長 必ずその会議を開きますとか、今ここで明確にお答えするわけではありませんけれども、先ほどもありましたけど、いろんな会議ですとかいろんな団体の中で、情報交換の中でそうしたことについても話が出来るといった環境が作ればというふうに考えています。

- 議 長 いいですか。
服部圭子君の質問を終わります。
ここで暫時休憩します。（午後２時１８分）
- 議 長 再開します。（午後２時１８分）
◇日程第３ 議第２号 平成３１年度白川町一般会計予算
議第３号 平成３１年度白川町国民健康保険特別会計予算
議第４号 平成３１年度白川町簡易水道特別会計予算
議第５号 平成３１年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算
議第６号 平成３１年度白川町介護保険特別会計予算
議第７号 平成３１年度白川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 長 日程第３ 議第２号「平成３１年度白川町一般会計予算」、議第３号「平成３１年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第４号「平成３１年度白川町簡易水道特別会計予算」、議第５号「平成３１年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第６号「平成３１年度白川町介護保険特別会計予算」、議第７号「平成３１年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、以上６件を一括議題とします。
- 議 長 お諮りします。
本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決しました。
- 議 長 お諮りします。
白川町議会会議規則第４６条第１項の規定により、委員会審査を３月１３日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は３月１３日までとすることに決しました。
- 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。
- 議 長 お諮りします。

9日、10日は土曜日及び日曜日のため、11日から13日は委員会審査のため、14日は議事の都合のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、9日から14日までの6日間は、休会することに決しました。

○ 議長 ただいま決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、明日9日から14日までは休会となります。したがって、3月15日午後3時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時20分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員